

令和4年第5回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年9月5日(月)

議事日程(第2号)

令和4年9月5日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

7番	藤田謙二	議長	8番	深谷渉	副議長
1番	石川剛	議員	2番	根本仁	議員
3番	鴨志田悟	議員	4番	森山一政	議員
5番	小室信隆	議員	6番	菊池勝美	議員
9番	平山晶邦	議員	10番	益子慎哉	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	高木将	議員
17番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	田中慈和	副市長
石川八千代	教育長	綿引誠二	政策推進室理事
武藤範幸	総務部長	岡部光洋	企画部長
高木道安	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
岡田和也	農政部長	根本晋	商工観光部長
高橋学	建設部長	柴田雅美	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	大関正幸	消防長
西野保	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
綿引久雄	秘書課長	富山晴美	総務課長
井坂光利	監査委員		

事務局職員出席者

根本勝則	事務局長	富田弘明	次長兼議事係長
------	------	------	---------

午前 10 時開議

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○藤田謙二議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番石川剛議員の発言を許します。1 番石川議員。

〔1 番 石川剛議員 登壇〕

○1 番（石川剛議員） おはようございます。1 番石川剛でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、大項目 1，障害のある方の投票についてであります。

過去の一般質問において、投票率向上についての質問がございました。期日前投票事務への高校生の起用や、新たな啓発グッズの作成など、若年層の投票率の向上の取組、そして、交通弱者と言われる高齢者の対策として研究検討がされているところだと思われまます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、移動期日前投票所の設置が行われ、市内の企業などと連携協力をされ、市全体で投票率向上への取組により、今回の市議会議員選挙や参議院議員通常選挙における投票率は、前回に比べて向上したのだと理解いたしました。

一方で、投票所での選挙権行使に困難を抱える方への支援についてはどうでしょうか。様々な障害や疾病を抱えた方、そして、寝たきりなどの状態にいる方々がおります。2016年に「障害者差別解消法」が施行されました。内閣によると、この法律では、国、都道府県、市町村などの役所、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止しております。そして、法律に書いてある障害者とは障害者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障害のある方、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害、高次機能障害のある人も含まれます。その他心や体の働きに障害、難病に起因する障害がある人で、障害や社会の中のバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象であり、障害児も含まれていると定義されております。

そこで、（1）障害のある方への合理的配慮についてでございますが、障害のある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。「障害者差別解消法」では、役所は事業

所に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを求めています。例として、言語・手話を含みます点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや、身振りなどのサインによる合図、触覚など、様々な手段により意思が伝えられるとも言います。通訳や、障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより、本人の意思が伝えられることも含まれるとされております。

そこで、本市における投票に対して、①障害のある方への制度やサポートについてをお伺いいたします。

次に、社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応が必要とする中で、②投票環境向上の方策や今後の課題についてをお伺いいたします。

続きまして、大項目2、医療的ケア児についてであります。

現在、医療技術の発達により、難病や障害がある、多くの子どもたちの命が救われております。2021年厚生労働省の医療的ケア児の地域支援体制構築に関わる担当者会議によりますと、医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、新生児特定集中治療室などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことで、歩ける医療的ケア児から、寝たきりの重症心身障害児までと定義されております。生きていくために日常的な医療的医療機器が必要であり、例としまして、気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃ろうなどからの経管栄養、中心静脈栄養等があるとされております。そして、医療機関を退院した後も在宅での支援が必要な場合もあります。

そのような中で、医療的ケア児を預かれる施設は全国的に不足していると言われております。よって、保護者の負担が大きく、結果24時間体制でケアを担うことがあり、就労の機会を失うこと、社会とのつながりが孤立しているという声が、私自身、多くの声を聞くことがあります。

そのような状況の中、2021年6月11日、参議院本会議で、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が可決され、医療的ケア児を法律上明確に定義され、同年9月18日に施行されました。この法律により、国や地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に支援する、関わる施策を実施する責務を負うことになりました。この法律の基本理念には、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童とともに教育が受けられるよう最大限に配慮することも含まれております。

そこで、(1)医療的ケア児に対する支援についてであります。医療的ケア児に対する実態調査、医療、福祉、保健、教育等の連携に関する研究、田村班によると、2020年、在宅の医療的ケア児の推計値は約2万人とされております。2005年の約1万人に対して約2倍になっていることから、医療的ケア児の数は全国的に増加傾向であると理解できます。

そこで、①本市における医療的ケア児の推移についてお伺いいたします。

次に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、2021年4月に開設した本市の②子育て世代包括支援センターでの相談件数と内容についてお伺いいたします。

そして、先ほどもお伝えいたしましたが、近年、医療的ケア児は年々増加傾向であることから、

就学前の預け入れ先を地域の保育園で希望されたり、また、就学に対して、知的障害の有無に関わらず、特別支援学校ではなく普通学級への就学を考える医療的ケア児とその家族もいることだと思われまます。

そこで、③保育所・学校、放課後児童クラブでの受入れ支援体制についてをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

〔武藤範幸総務部長 登壇〕

○武藤範幸総務部長 障害のある方への投票について、2点のご質問にお答えいたします。

1点目の障害のある方への制度やサポートにつきましては、まず、制度といたしまして、郵便投票制度がございます。

この制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている人のうち、障害の重い方や介護保険の要介護5の方に限られますが、事前に手続をいただくことで投票用紙を交付し、郵送で投票できる制度でございます。

また、障害や病気、けがのために選挙人が投票用紙に候補者の氏名等を記入することが困難な場合には、投票所の係員が代わりに投票用紙へ記入を行う代理投票制度がございます。

また、投票所には点字投票用の投票用紙や点字機が用意してございまして、点字での投票もできるようになってございます。今般の市議会議員一般選挙におきましては、代理投票による投票が56人、点字による投票が2人ございました。

さらに、入院や施設に入所している人のために、投票所に行くことが困難な場合、県から指定を受けた病院や施設であれば、不在者投票として投票ができる制度もございます。

サポートといたしましては、1人で投票所の中を移動するのが不安な場合、投票所の係員の手助けを受け入れることができます。

また、補助犬と一緒に投票所に入ることもできることとなっております。

次に、2点目の、障害のある方に対する投票環境の向上方策や今後の課題についてでございます。

まず、ただいま答弁をいたしました各種制度について、さらなる周知に取り組んでまいります。これまでも広報誌や民生委員の会議等におきまして制度の周知をしてまいりましたが、これらに加え、例えば、障害者支援施設や特別支援学校などへの出前講座など、直接、障害のある方への選挙に対する理解を深めることなども含めまして、各種制度のさらなる周知に取り組んでまいります。

また、障害者に加え、高齢者などが投票しやすい環境への配慮といたしまして、これまで、地理的要件や有権者数などに応じ、市内に52か所の投票所を設けておりましたが、投票所によっては障害者や高齢者にとって投票所までの移動が困難な投票所も散見されますことから、地域の皆様方との話し合いなどを通じ、投票所の場所や数を精査するとともに、移動期日前投票の拡充や、環境が整った投票所における期日前投票の推進などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

これらに取り組むことで、誰もが投票しやすい環境づくりを進めてまいります。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 医療的ケア児に対する支援についてのご質問にお答えをいたします。
なお、3点目の学校での受入支援体制につきましては、私の答弁後、教育部長より答弁を申し上げます。

初めに、本市における医療的ケア児の推移についてでございますが、令和元年度が3人、令和2年度が5人、令和3年度が7人、令和4年度は8月末現在で7人となっております。

次に、子育て世代包括支援センターでの相談件数と内容についてでございますが、子育て世代包括支援センターここキララは、令和3年4月に開設し、妊娠期から子育て期までのワンストップの相談窓口として業務を行っております。

当センターにおける令和3年度の相談実績は、不登校や家庭内の子育て等に関する相談が延べ130件、児童の発達支援に関する相談が延べ139件ございましたが、医療的ケア児に係る相談実績についてはございませんでした。

次に、保育園、放課後児童クラブでの受入れ、支援体制についてでございますが、過去、また、現在においても、医療的ケア児の保育園及び放課後児童クラブの受入れはございません。

今後、保育園への入園や放課後児童クラブへの入級の希望があった際には、子どもやその保護者が安心して利用できるよう、医療、福祉、教育等の関係機関と連携するとともに、看護師等の人材確保や施設環境の整備等といった、医療的ケア児ごとに異なる事情に応じた適切な支援が行われるよう、受入れ体制を整えてまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 医療的ケア児に対する支援についてのご質問のうち、学校での受入れ、支援体制についてのご質問にお答えいたします。

県立特別支援学校を除く市内の公立学校における医療的ケア児の在籍状況ですが、たんの吸引や人工呼吸器による呼吸管理など、看護師等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒は現在在籍していませんが、糖尿病によりインスリン注射を必要とする児童生徒については、中学校に1名、小学校には2名の合計3名が在籍しており、学校の保健室等で定期的に保護者、または自分で注射を行い、対応している状況となっております。

今後、医療的ケアが必要な児童生徒の入学希望があった際には、医療、保健、福祉等の関係機関と連携するとともに、医療的ケアごとに異なる事情に応じた医療的ケアの対応ができる看護師等の人的配置に加え、施設面の整備を適宜図っていく必要があります。

例えば、車椅子の児童生徒への対応としましては、現在、本市においてもエレベーター等の設備を備え、バリアフリー化の対応を常にとっている学校もありますことから、そうした学校を拠点に医療的ケアの必要な児童生徒への対応を図ってまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

〔1番 石川剛議員 質問者席へ〕

○1番（石川剛議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1），障害のある方への制度やサポートについてですが、理解をいたしました。

郵便投票制度，代理投票制度，点字での投票についてですが，これらの制度があること自体，知らない方も多いと考えられます。実際に，私の周りでもこのような制度を理解せず投票を諦めたという方もいました。ぜひ，さらなる周知方法の徹底を検討してほしいとお願いいたします。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に，②投票環境向上の方策や今後の課題についてですが，障害のある方への選挙に対する理解を深めていただく方策として，障害者支援施設や特別支援学校などの出前講座の検討を行っていただけるとのこと，非常にうれしく思います。

一方で，職員の障害のある方への理解についてはどうでしょうか。日頃から障害のある方と接したことがないと，障害のある方の特性などの理解や支援の難しさがあると考えます。

そこで1点，障害のある方が投票所に来た際の支援について，投票所で対応する職員向けにサポート研修などはされているのかをお伺ひいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 職員向けサポート研修につきましてはこれまで実施はしておりませんが，大変有効であると考えてございます。こうした研修は選挙のときだけに限らず，日常からの職員の接遇能力向上にもつながってくると考えますので，他自治体の事例等を参考に積極的に実施に向け研究をしてまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ありがとうございます。ほか自治体の事例として，東京都狛江市の取組で，投票所で対応する職員向けに実際に障害者支援施設で研修会を行い，支援について学んだ事例もございますので，ぜひ参考研究をお願いいたします。

そして，私自身，今回の選挙を通じて，知的障害のある方の家族から，投票所へ連れて行くことと自体が難しい。環境が変わると，パニックを引き起こしてしまうので，投票を諦めている。大声を出して他人に迷惑をかけてしまう。また，たとえ投票所へ行ったとしても，果たして，自ら投票できるかどうか不安という声が多く聞くことができました。

知的障害のある方が適切なサポート体制で1票を投じることができたケースとして，栃木県日光市の事例で，今回の参議院議員での初めての取組として，移動期日前投票所をなじみのある特別支援学校で短時間開場されていたケースがございました。そこでは代理投票制度が行われておりました。学校では本物の投票箱を借りるなどして選挙について知る機会を設けてきたようですが，実際の選挙で受けられるサポートについてほとんどの教員が知らなかったとのことでした。この取組で，投票所で受けられるサポートについて知ってもらい，今後も継続的に投票に行くきっかけにしてほしいと担当者は話されておりました。

障害の有無に関係なくより多くの方が投票できる環境が必要であると考えます。ぜひ，投票環境向上の一つの方策として，移動期日前投票所の拡充など，今後に向けて検討材料としてご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

そして、大項目2、(1)、①本市における医療的ケア児の推移について、令和4年8月末時点で7名のお子様がいるということで、年々少しずつ増えているということが理解できました。

次に、②子育て支援世代包括支援センターでの相談件数と内容についてですが、昨年度の開所ということもあり、現時点で医療的ケア児に関わる相談実績がないことも理解いたしました。

そこで1点、医療的ケア児が医療機関から在宅へ戻れるといった相談に対して、子育て世代包括支援センターとしてはどのような支援体制となっているのかをお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 医療機関から在宅に戻るケースの相談支援体制についてのご質問にお答えをいたします。

医療的ケア児が入院していた病院を退院、または入所していた施設を退所するなど、地域で生活される場合の相談支援体制につきましては、医療的ケアに係る医療、福祉、教育等の関係機関との連携体制が重要でありますことから、その構築に努めますとともに、様々なケースに対応した支援を行うため、相談支援に従事する職員のスキルアップを図ってまいります。

また、子育て世代包括支援センターにおいては、ワンストップの相談窓口として、子育ての担当者に加え、障害福祉の担当が一体となって相談者の状況や意向を十分把握し、適切な支援を行えるよう対応をしております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ありがとうございます。子育て世帯包括支援センターでは、医療福祉教育等の関係機関との連携を図り、ワンストップサービスとして機能されているのだと理解いたしました。

先ほどの答弁で、相談支援に従事する職員のスキルアップを図るとありましたが、医療的ケア児等コーディネーターという養成研修がございます。医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役目を担っていると、厚労省の定義でございます。つまり、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、各種サービスを支援、総合調整する人です。

養成研修については、茨城県委託事業として東海村にございます独立行政法人国立病院機構茨城東病院が実施機関とされ、今年9月にも養成研修が行われております。

受講対象者は、看護師、保健師以外にも、医療的ケア児等の支援及び体制整備に関わる市町村向けの養成研修も行われております。

さらなるワンストップサービスとして、医療的ケア児への支援拡充をしていけるように、医療的ケア児コーディネーターの配置や、センター内などに医療的ケア児相談窓口の開設を、ぜひ、今後の検討材料として前向きにご検討をお願いいたします。

次に、③保育所、学校放課後児童クラブ受け入れ支援体制について、先ほど、答弁でもありましたが、本市の推移からも分かりますように、医療的ケア児が少しずつ増えております。それに

に伴い、子どもたちの選択肢の一つとして、保育所、地域の学校へと広がることも考えられます。

本市の受入れ支援体制として、今後、医療的ケア児や、その家族が保育所や学校などに通うことを希望した場合、医療的ケア児のための人員や設備など多様なニーズや状況に適した支援体制の充実をしていただけるとのことでしたので、非常に安心いたしました。

医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らしていけるような適切な支援をできるよう、ぜひ、早期から関わることができる支援体制の構築を要望といたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次、3番鴨志田悟議員の発言を許します。3番鴨志田議員。

〔3番 鴨志田悟議員 登壇〕

○3番（鴨志田悟議員） 3番鴨志田悟でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、大項目1、循環型社会形成の推進についてであります。

現在、地球規模での様々な環境問題がますます深刻化しています。今年の夏の猛暑日の増加など、特に地球温暖化は私たちの身近な深刻な問題でもあります。

本市においても、令和元年10月の台風19号が関東地方を直撃したことによって、本市を流れる久慈川や里川において堤防の決壊や越水等が起き、次のような大規模な被害がありました。

床上浸水は常陸太田地区28戸、金砂郷地区186戸、里美地区9戸。床下浸水は常陸太田地区32戸、金砂郷地区61戸、水府地区2戸、里美地区12戸であり、全壊、大規模半壊、半壊は合計225戸に上りました。

このような災害に対する対応を含め、今後も市民が安全安心な生活を送ることができるように、防災や減災など災害に強いまちづくりを進めるとともに、地球温暖化の対応も喫緊の課題となっています。気候危機がますます顕在化する中で、これまでの大量生産大量消費、使い捨て型の経済活動、日常生活が地球環境に限界をもたらしつつあります。

そこで、環境省は令和2年6月、環境危機を宣言し、11月には衆参両院で気候危機非常事態宣言が決議されました。

さらに、今年度は時代の要請への対応として3つの重点施策を明示しました。その一つは、脱炭素社会への移行であり、本市においても今月中に宣言する常陸太田市ゼロカーボンシティ宣言の取組による脱炭素社会の実現に力強く踏み出すところです。

環境省の2つ目の重点施策は、循環経済への移行、すなわち循環型社会移行への推進です。3つ目は、ウィズコロナ時代において、地域の自然の保護と利用を図りながら分散型社会への移行を進めるとのことです。

以上を踏まえて、大項目1、循環型社会の形成の推進についてですが、本市においては平成31年3月には第三次常陸太田市環境基本計画を策定し、自然の恵みと輝く笑顔を未来へとつなぐまちを目指すべき将来像として掲げ、ごみの減量化、再資源化についての環境目標に、ごみを減らし資源を有効活用するまちを目指すこととしました。その上、新たに常陸太田市一般廃棄物処理基本計画を改定し、社会情勢、環境問題等を踏まえ、新たにごみの減量化、再資源等の

目標を策定し、循環型社会の形成を目指すとなりました。

そこで、(1)として、ごみの発生排出抑制について、①ごみの処理量の現況とその分析についてお伺いいたします。

また、近年、生ごみの資源としての循環活用も、全国の自治体で拡充しているところです。生ごみは、可燃物の中に占める割合は高く、燃焼効率が悪くなる要因の一つです。今日世界はグローバル化しており、ウクライナ侵攻や原油価格の高騰で、化学肥料や飼料は国同士の国際問題にもなっています。生ごみで飼料や肥料を作れば、日本の農業安全保障にも資することにもつながります。報道等によると、生ごみなどのバイオマス発電が推進している自治体や、北海道の北広島市では日本で初めて下水の処理施設に生ごみをそのまま入れ、肥料化している事例もあります。

このように、バイオマスなどの生物資源は、エネルギーや肥料などにも利用できる循環事業の成果とも言えます。ますますエネルギー回収型廃棄物処理施設としての清掃センターの研究も進展している今日です。

そこで、以上の点を踏まえ、②ごみの減量化、再資源化後の取組についてお伺いいたします。

続いて、循環型社会形成の推進には、市民への情報伝達はもちろん、問題意識を高める啓発活動は重要と考えます。そこで、③として、ごみを減らし、資源を有効活用するまちを目指す上での、市民への啓発活動についてお伺いいたします。

次に、(2)清掃センター施設の管理についてであります。清掃センター施設の管理の中で、①として、清掃センターの状況についてお伺いいたします。

さらに、循環型社会形成の推進の上で、先ほど触れたように、焼却施設と並びリサイクルプラザとしての清掃センターの果たすべき責任は重いと考えます。

そこで、②として、将来におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設としての清掃センターの計画についてお伺いいたします。

次に、大項目2、廃校施設の利活用についてであります。

文部科学省は、公立小中高等学校の廃校の近年の増加により、平成22年9月、未来につながる、みんなの廃校プロジェクトを立ち上げ、地方公共団体から希望のあった未活用の廃校等の情報について集約公表すること等により、廃校施設の活用の推進に今日まで取り組んできたところです。特に、廃校については地方公共団体の貴重な財産であることから、地域の実情やニーズにより、有効活用することが求められていると示しています。

一方、本市では平成28年7月に常陸太田市学校施設検討協議会の提言を受け、常陸太田市学校施設整備計画が策定され、昨年度末には西小沢小と佐竹小、幸久小が峰山小学校に、金砂郷町と郡戸小と久米小が金砂郷小学校に統合され、市内の小学校は8小学校となりました。

また、全体的な視点から、公共施設等の在り方について、基本的な考え方や方針、今後の方向性を提示する目的の常陸太田市公共施設等総合管理計画が平成29年3月に策定されました。

当時は、学校施設は市建物系施設の延べ床面積の4割弱を占め、施設当たりの規模も非常に大きく、また、他分類の施設よりも建物の老朽化が進行していることから、施設の再編や、建物の総量削減に積極的に取り組むことが明示されました。

さらに、中期10年以内の実施方針として、更新に当たっては子育て支援施設との複合化や多目的利用等による地域コミュニティ拠点の形成を図ると方向性が示されました。

そして、本市では平成30年6月に常陸太田市廃校施設等利用活用方針が示されました。この方針では、少子化に伴う児童生徒数の減少等により小中学校の統廃合が進む中で、できるだけ早期に廃校後における未利用施設等の効果的な活用を図るため、5つの方針、すなわち、(1)地域との調和、(2)地域振興、(3)費用対効果、(4)情報媒体の活用、(5)実現可能な利活用の推進にしたがって利活用の推進を図ることが明示されました。

以上の点を踏まえて、(1)廃校施設の利活用決定の現況についてですが、さきの活用方針の(1)地域との調和の中で、地域の意見、要望等に十分配慮した上で検討すると示してありますが、そこで、今年3月末に廃校となった4つの廃校施設の利活用の上で、①地域の意見、要望等の集約の方法と、その結果の周知について、現在の取組についてお伺いいたします。

次に、活用方針の(2)地域振興の中では、地域振興や活性化、雇用の場の確保など、総合計画をはじめとする市の重要施策等の方向性に合った利活用の施策を検討するとしています。また、(3)費用対効果の中で示されている廃校施設等については、第一義的に公共施設等への転用、活用の検討を行うこととし、公共的な利活用が困難な場合には、市の厳しい財政状況等に配慮し、有償による民間事業者への譲渡等の処分を進めるとしています。

以上の点から、市の総合計画を考慮した上で、まずは市民の命を守る、市民の安全安心を図る防災施設の視点は、廃校施設の利活用の推進の上では重要と考えます。特に4校の中には、水害の避難地域や、令和元年の水害地域に立地している廃校もあり、水害の一時避難所としての市民の命を守る施設になり得ると考えます。

さらには、地域の振興を図る市民の拠点となり得る施設としての利活用の点も、同様に必要な視点ではないかと考えます。

以上の点を踏まえて、②廃校施設の具体的な利活用の決定の視点や手順についてお伺いします。

さらに(2)情報媒介の活用についてですが、廃校施設の利活用の決定後、できるだけ早期に公共的な利活用計画のない施設については広く公募等を実施する必要があると考えます。

そこで、①廃校施設の利活用の公募のための情報媒体の活用の現況についてお伺いします。

以上2項目8件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わりにします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

[高木道安市民生活部長 登壇]

○高木道安市民生活部長 循環型社会形成の推進について、(1)ごみの発生排出抑制についての3点のご質問にお答えいたします。

循環型社会形成の推進につきましては、持続可能な開発目標でありますSDGsの理念に沿った環境負荷削減を進める上で、非常に重要なテーマと捉え、本市におきましても、施策を推進しているところでございます。

初めに、第1点目のご質問のごみ処理量の現況とその分析についてお答えいたします。

市清掃センターにおけるごみ処理量は、過去15年間のピーク時である平成24年度が1万7,

545トンとなっております。

直近3年間のごみ処理量は令和元年度が1万6,136トンと、平成24年度と比較し8.0%の減となっております。同じく、令和2年度が1万6,528トン、5.8%の減、令和3年度が1万5,982トン、8.9%の減となっております。

また、ごみ処理場のうち、家庭から排出される一般可燃物処理量は、平成24年度が1万628トンとなっております。令和元年度は9,296トンと、平成24年度と比較し12.5%の減となっております。同じく令和2年度が9,186トン、13.6%の減。令和3年度が9,049トン、14.9%の減となっております。

これらの分析といたしましては、大きな要因として人口減少もございますが、ごみ処理量の減少率と一般可燃物処理量の減少率を比較しますと、一般可燃物処理量の減少率のほうが大きくなっていることから、市民によるマイバックの持参運動の定着、生ごみの水切りによる減量対策、資源ごみのリサイクルやリユースなど取組が普及するなど、市民のごみに対する意識の向上が大きな一因と考えております。

次に、2点目のごみの減量化再資源化の市の取組についてのご質問にお答えいたします。

資源ごみと燃えないごみにつきましては、平成24年8月から開始いたしました、23分別無料回収を町会の協力を得ながら市内全域において実施しており、制度が定着しているほか、廃食用油の回収、小型家電リサイクル回収、生ごみ処理容器購入者への補助金の交付などに取り組んでおります。

また、子ども会や町会などが実施する子どもを主体とした廃品回収への支援、市民への環境教育の場を提供するため、市清掃センターでの見学会や出前講座を実施しております。

続きまして、3点目のごみを減らし資源を有効活用するまちを目指す上での市民への啓発活動についてのご質問にお答えいたします。

啓発活動といたしましては、広報誌においてごみの減量化や循環型社会への取組などの特集を掲載したほか、市のホームページにおきまして、ごみの減量化、分別のお願いや、生ごみの水切りのお願い、新聞チラシ等以外のその他の紙類の分類と排出のお願いなどを掲載しておりますとともに、窓口にチラシを設置し、啓発を図っているところです。

また、本定例会に常陸太田市ゼロカーボンシティ宣言を行う準備をしており、市民の皆様、事業者の皆様と一体となつての取組の1つとしてリサイクル等の4Rを徹底し、ごみの減量化再資源化を高め、さらなる啓発を図ってまいります。

次に、清掃センターの施設についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、清掃センターの施設の状況についてでございますが、清掃センターにつきましては平成14年度に運転を開始し、現在19年が経過しております。

毎年施設の定期的な整備補修を実施しておりますが、施設全体に経年的な劣化が見られたため、平成29年度に長寿命化総合計画を策定いたしました。この計画に沿って平成30年度から令和2年度の3か年で基幹となる機器の整備工事を実施することにより、令和19年度までの延命化を図ったところでございます。

また、更新した機器については、インバーター制御や高効率モーターなどを採用し、CO₂削減及び消費電力の削減にも取り組んだものとなっております。

次に、2点目の将来におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設としての清掃センターの計画についてでございますが、現在稼働中の施設においても、温水プールへの温水供給と、施設内の冷暖房や焼却運転に燃焼排ガスからの熱を利用しているところでございます。

なお、将来における計画につきましては、国の方針では、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を推進しております。

また、焼却施設を新設する場合には人口として5万人の基準が示されているほか、施設の広域化、集約化、PFI化等の民間活用などが交付金の交付要件となっております。

こうした点を踏まえつつ、広域的な視点を含め、廃棄物処理施設の整備計画を研究するとともに、さらなる循環型社会形成の推進を図ってまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 廃校施設の利活用決定の現況についてのご質問のうち、地域の意見、要望等の集約方法とその結果の周知について、現在の取組についてのご質問にお答えいたします。

本年3月をもって閉校となりました旧西小沢小学校、旧幸久小学校、旧郡戸小学校、旧金砂郷小学校の利活用につきましては、現在、常陸太田市廃校施設等利活用方針及びフローチャートに基づき、庁内の担当部署が連携し、所要の手続を進めているところです。

地域の意見、要望等の集約方法につきましては、本年7月に要望書が提出されました旧郡戸小学校を除く、旧西小沢小学校、旧幸久小学校、旧金砂郷小学校の3校区において、地域の代表者や団体等に利活用のアンケート調査を9月中に実施することとしております。それらの結果を参考にしながら、利活用方策の具体的な検討をした上で決定をしております。

また、アンケート結果につきましては、利活用の方針を決定していく中で、地域の皆様に周知を図ってまいることといたします。

○藤田謙二議長 政策推進室理事。

〔綿引誠二政策推進室理事 登壇〕

○綿引誠二政策推進室理事 廃校施設の利活用についてのご質問のうち、廃校施設の具体的な利活用の決定の視点や手順についてのご質問にお答えいたします。

初めに、利活用決定の視点につきましては、議員ご発言のとおり、常陸太田市廃校施設等利活用方針に規定されております5つの基本方針に基づきまして、地域の実情やニーズ、施設の特性や立地条件等を踏まえながら検討してまいります。

廃校施設等につきましては、第一義的には、公共施設等としての利活用の検討を行うこととし、公共的利活用が困難である場合には、有償による民間事業者への譲渡等の処分をすることとしております。

検討に際しましては、当該施設の現況や耐用年数、置かれている環境、所在地における公的制限等を踏まえますとともに、費用対効果につきましても十分勘案し、地域の抱える課題解決や地

域の方々の安心安全に寄与するかなどにつきまして検討してまいります。

次に、利活用決定の手順につきましては、地域においては意向調査や施設利用者との協議を、市におきましては各部等における施設の公共的利用に係る調査等を実施いたしまして、市民の皆様や議会に対しまして随時適切に報告を行いながら、総合的に検討し、決定してまいります。

なお、市ではこの4施設に係る土地の整理、測量等を実施する予定ですが、これに必要な予算につきましては、本定例会に補正予算案を提出させていただいております。当該予算を活用し、今後、早期にそれぞれの施設の具体的利活用の方策の決定に向けて検討を進めてまいります。

いずれにしましても、市の貴重な財産である廃校施設等をできるだけ早く、効果的に利活用できますよう努めてまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 廃校施設の利活用についてのご質問のうち、廃校施設の利活用の公募のための情報媒体の活用の現況についてのご質問にお答えいたします。

廃校施設利活用を図る公募のための情報媒体としましては、主にインターネット及びパンフレットへの掲載により周知に努めているところでございます。

インターネットによる情報発信につきましては、市ホームページはもとより、文部科学省ホームページのみんなの廃校プロジェクトへも掲載し、全国の事業用地を求めている企業等へ届くよう情報発信しております。現在、旧賀美小学校、旧小里小学校を掲載してございます。

また、パンフレットにつきましては、市内の業務用地を紹介するパンフレットに掲載し、茨城県や金融機関等関係機関と連携して企業に紹介するなど、企業誘致に活用しているところでございます。

今後につきましても、廃校施設の早期利活用を図るため、積極的な情報発信に努めてまいります。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

〔3番 鴨志田悟議員 質問者席へ〕

○3番（鴨志田悟議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問に移ります。

大項目1につきましては、本市は循環型社会形成の推進については、持続可能な開発目標でありますSDGsの理念に沿った環境負荷削減を進める上で非常に重要なテーマと位置づけ、施策を進めていくことを理解しました。

特に、市清掃センターにおいてのごみ処理量は減少傾向にあること。さらに、平成24年8月から開始いたしました23分別無料回収を町会の協力を得ながら制度が定着していることにより、ごみの減量化再資源化の推進に寄与していることが分かりました。

また、その他の要因の一つである生ごみ処理容器購入者への補助金の交付も上げられました。

そこで、(1)、(2)として、生ごみを再利用、堆肥への活用などのための家庭用生ごみ処理容器の購入者への本市の補助制度について本年8月までの補助の状況についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 ごみ発生の排出抑制についての2回目のご質問にお答えいたします。

生ごみ処理容器購入者への補助金交付件数でございますが、直近3年間の交付件数は、令和元年度が生ごみ処理機27件、電気式減量化機器7件の合計34件、令和2年度が生ごみ処理機43件、電気式減量化機器10件の合計53件、令和3年度が生ごみ処理機40件、電気式減量化機器14件で、合計54件となっております。

また、本年度につきましては、8月までに生ごみ処理容器8件、電気式減量化機器5件で、合計13件の交付状況となっております。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） 分かりました。家庭用生ごみ処理容器の拡充を今後ともよろしく願います。

また、本市は資源を大切に持続可能な循環型社会を形成するために、低炭素化及び自然との共生に向けた温室ガス、排出抑制に関する取組と並んで3R活動に、ごみになるものは買わない、断る、リユースを加えた4R活動を進めていること、さらにゼロカーボンシティ宣言に4R活動の徹底を掲げ、啓発を図っていくこと。こちらについては、今後もしっかり進めていただくことを要望します。

一方、循環型社会形成の推進についての要となる清掃センターの状況については、長寿命化計画に従って、環境にも配慮した施設の維持管理をしていることが理解できました。

さらに、清掃センターの延命化工事を実施したことにより、CO₂削減や、消費電力が削減された成果についてお伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 延命化工事によりCO₂削減や消費電力が削減された成果についての2回目のご質問にお答えいたします。

延命化工事完了後の令和3年2月に、環境省の廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルに基づきましてCO₂削減率確認試験を実施したところでございます。

比較するデータは延命化工事前の平成30年2月との比較でございますが、CO₂削減率につきましては20.3%の削減となり、また、1日当たりの消費電力量についても14.3%削減されたところでございます。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） 分かりました。今後とも清掃センターの適切な保守点検、維持管理をお願いいたします。

次に、廃校施設の利活用についてでございます。

市の貴重な財産である廃校施設等をできるだけ早く効果的に利活用できるように努めてまいりたいという市の姿勢は、公共施設の利活用の上で大変重要な視点であると考えます。

また、利活用決定の視点につきましては常陸太田市廃校施設等利活用方針に基づくこと、地域の実情やニーズ、施設の特性や立地条件等を踏まえながら検討することが改めて理解できました。

廃校施設の利活用については、第一義的には公共施設等としての利活用の検討を行うこととし、公共的利活用が困難である場合には有償による民間事業者への土壌等の処分をすること、その検討に際しましては、当該施設の現況や対応年数、置かれている環境、所在地における法的制限等を踏まえますとともに、費用対効果につきましても十分勘案して、地域の抱える課題解決や地域の方々の安心安全に寄与するかなどについても、検討するとのことですが、地域の抱える課題解決や、地域の方々の安心安全に寄与するかなどについては、地域へのアンケート調査の上、地域の代表者との対面での実態把握のための協議により、より地域の声を生かした実態把握を要望いたします。

一方、廃校施設の利活用についての情報媒介の活用については、市ホームページはもとより文部科学省ホームページのみんなの廃校プロジェクトへも掲載し、情報発信していることが分かりました。

そこで、情報発信の結果、廃校へのこれまでの問合せ状況についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 廃校利活用のための廃校施設への問い合わせ状況についてお答えいたします。

現在、旧賀美小学校、旧小里小学校について掲載しているところでございますけれども、電話での問い合わせ、さらには現地見学等の状況につきまして、過去3年間では、県内外の企業及びNPO団体等から合計18社から問合せがございました。そのうち、5者につきましては現地見学をいただいております。

現在、継続協議となっている事例はございませんが、引き続き雇用の創出、地域の活性化につながるよう努めてまいりたいと思います。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） できるだけ早く利活用が決定できるように、ぜひ今後とも情報発信の効果的な方法の研究をお願いいたします。

廃校施設の利活用についての今回の質問では、教育委員会、政策推進室、商工観光部に答弁をいただきましたが、今回は本市としてはじめて4施設同時に利活用を進めていくこととなります。そういうことを考えて、各担当部署が十分連携をとり、そして地域の住民の意見に丁寧に耳を傾けながら、有効な利活用の方策をできるだけ早く決定されるよう要望いたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。大変ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次、10番益子慎哉議員の発言を許します。10番益子議員。

〔10番 益子慎哉議員 登壇〕

○10番（益子慎哉議員） おはようございます。未来創政クラブの益子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

新しい議会になりまして、最初の一般質問です。私は7月の選挙で6期目の議席を得ることができました。気持ちを新たに、初心に戻り、地域のこと、立場の弱い人の声などを大切に、市民目線を基本に、力強く発言していきたいと思っております。本日もその基本をもとに質問いたします。

まず、最初に、1、公共工事の入札についての①建設工事における一般競争入札と指名競争入札の基本的な考え方についてお伺いいたします。

指名競争入札と一般競争入札は工事金額で分かれていると伺いましたが、現在、市の公共工事はどのような形で入札が行われているのかお伺いします。

指名競争入札の場合ですが、指名競争入札参加資格名簿からどのような基準において指名しているのかをお伺いします。

次に、市内業者が受注できる環境整備についてお伺いします。

隣接の市町村の多くは、一般競争入札においては、指名条件で市内に本店のある業者とする方法や、多くの公共入札を金額の大小に関わらず指名競争入札をとり、市内業者の育成や雇用の拡大に努めているようです。

しかし、本市は市内外を問わず、大きな範囲で、多くの業者で競争入札させている事例が多く見られます。私はむしろ、隣接市町村と同様として、市内業者の育成や雇用の拡大を目指して、地域経済を発展させることが重要であると思います。お考えをお伺いします。

次に、大きな2番の公共施設事業における不適切な対応についてお伺いします。

まず、最初に、①の不具合の生じた最終的な原因と再発防止についてお伺いします。

この件は、他自治体の専門的な人や設計会社の人にお聞きしても、考えられない、理解できないミスであるようです。私も同様に考えます。厳しく精査して原因を徹底的に調査したと思いますが、内容をお伺いします。

次に、再発防止策ですが、管理体制の再確認、事業の進行中での点検など、再発防止対策などをどのようにとっているのかお伺いします。

次に、②現在の状況についてお伺いします。

四季の丘はたそめ地区、東部土地区画整理事業のそれぞれの現在の状況と、今後どれくらいの追加費用が必要なのか、見通しについてお伺いします。

次に、③全職員に対して減給についてお伺いします。

議員全員協議会では、今回の公共下水道における不適切な対応について、行政ミスを全職員、退職者などに給与の一部の減額や返納で追加費用で穴埋めすることを講じるとの説明ですが、①に、全国で、今までに一部の担当部課のミスを全員の職員の給与で対応した事例はないのではありませんか。②に、議会や職員組合に詳細な説明、組合の同意もないのに最初に報道なされているのはどうなのか。③に、昨今の物価高、コロナ禍での生活費の増加の中での減給は、職員の仕事における士気の低下を招くのではないかと。

以上3点、お伺いします。

国内でも数年前、千葉県四街道市で、交付金の不正請求を、市営住宅交付金の不正請求と市営住宅の家賃収納の2つの行政ミスにおいて、全職員の減給が議会に提案され、賛成少数で否決されました。組織論の専門の大学教授のコメントや、全国紙の新聞報道では、一部の組織のミスを全職員の減給で対応するのは考えられないとの内容で報道されています。このような減給が行われますと全国的に報道され、全国の自治体から悪しき事例になる可能性もあり、本市イメージの

低下を招くのではないかと危惧します。お考えをお伺いします。

次に、3番、新総合体育館整備計画についてお伺いします。

まず、最初に、①現在の進捗状況についてお伺いします。

今年度基本設計に入るわけですが、現在どのように進めているかをお伺いします。

次に、②資材高騰に伴う工事費の予測と負担増の対応についてお伺いします。

ここ数年、ウクライナ侵攻や世界的に物価の上昇などのため、資材、人件費などコスト高が報じられている中、当初規模の整備総額が約46億円としておりましたが、現在は多くの資材や人件費の高騰がある中で、総工費をどのように予測され、負担増をどのように対処するのかお伺いいたします。

次に、③整備計画の変更についてお伺いします。

現在、本市では大きな事業がほかに2事業、東部都市開発事業、真弓トンネルがあります。この2事業も、当初予算よりもまだまだ予算が膨らむ状況だと思います。既に進行中の2事業は計画変更は無理なので、これからの新総合体育館整備は、基本計画の見直し、5年ぐらい先延ばしにするべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

以上、1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願ひします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 公共下水道事業における不適切な対応についてのご質問のうち、全職員に対しての減給に係るご質問にお答えをいたします。

公共下水道における不適切な対応につきましては、組織としての業務の確認体制が不十分であったこと、また、今後の抜本的な解決に要する費用が投入された補助金を除き、少なくとも数億円規模になることが予想され、こうした費用の全額を税金による市民負担だけで充てることは市民の皆さんの理解が得られないと考え、特別職をはじめ、全職員の給与からその一部を補填していくことで市民の皆さんのご理解をいただきますとともに、今後、早急に抜本的な対策を進めていくことで信頼回復につなげていきたいとの考えを表明させていただいたところでございます。

まず、行政の不手際を全職員の減給で対応した事例の有無についてでございますが、財政難、またはコロナ対策のため職員の給与を減額した事例について2件ほど把握しております。

次に、職員組合への説明、同意を前に報道された件につきましては、6月の全員協議会におきまして、こうした私の考えを表明したことにより報道されたものと認識をしております。

なお、私自ら職員全員に対して行った訓示においてもお願いをしましたほか、職員組合への説明、交渉につきましても6月中旬から開始をし、これまでに合計7回実施をしたところでございます。その他、副市長から全職員に向けて今回の給与減額の方針等についての説明を実施いたしました。

次に、職員の士気についてでございますけれども、職場のコミュニケーション力を上げますとともに、管理職がマネジメント力を発揮して職員のモチベーションの維持に努めること、さらには職員提案の充実、各種研修の実施など、風通しのよい職場環境の充実、体制の確保を図ること

により士気の高揚に努めてまいりたいと思っております。

○藤田謙二議長 総務部長。

〔武藤範幸総務部長 登壇〕

○武藤範幸総務部長 公共工事の入札についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の建設工事における一般競争入札及び指名競争入札の基本的な考え方についてのご質問にお答えいたします。

一般競争入札につきましては、市が発注する工事について、工事の良質性、いわゆる品質を適切に確保するとともに、契約手続における公平性や透明性、さらに競争性を確保するため、「地方自治法」等の関連法令に加え、常陸太田市財務規則や常陸太田市一般競争入札実施要綱等の関連規定に基づき行っているところでございます。

入札手続に際しましては、市が入札の参加に必要な資格要件などを定めました公告により、広く入札参加者を求めるもので、建設工事につきましては1,000万円以上の者を対象に実施してございます。

次に、指名競争入札につきましては、一般競争入札としていない1,000万円未満の工事について、市が指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者の中から選定した事業者指名する旨の通知を行うものでございます。

この場合においても、一般競争入札同様、透明性や競争性、さらには技術的適性や施工能力を確保するとともに、公正な指名を担保するため、関連法規に従って実施してございます。

指名業者の選定につきましては、より具体的に申し上げますと、常陸太田市建設工事指名業者選定に関する要綱に基づき、法令違反を起こした事業者や、反社会的な勢力の排除、事業者の経営の健全性、工事の施工能力、類似工事の実績に加え、地域性や地理的要件、これは、工事を行う地域や距離などを勘案するものについても考慮するもので、この地理的要件が事業者の選定に影響を及ぼす案件もございます。

その他、事業者の安全管理や労働福祉の観点といった8つの要件について確認した上で、内部の審査委員会によって工事の種類や規模に応じて設定した格付等級などにより、6社から10社の間で決定してございます。

その際、指名業者に偏りが生じないような配慮も行っているところでございます。

次に、2点目の、市内業者が受注できる環境整備についてのご質問にお答えいたします。

一般競争入札、指名競争入札に限らず、市が行う入札手続につきましては先ほどご答弁申し上げましたように、関連法規や諸手続に基づき、工事の良質性の確保、契約手続における公平性、透明性、さらに競争性といった様々な点を考慮した上で、入札手続を行っております。

その際、市内の事業者に関しましては、地域の活性化、雇用の創出、地域の安全安心などに大きく寄与をいただいております。市内事業者の育成は市の発展に向けても重要との考えに基づき、参加条件につきましては、まず、市内の事業者について検討を行った上で、工事の内容等によって競争性を確保するといった観点などから、市外の事業者を参加させる場合もございます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 公共下水道事業における不適切対応についてのご質問のうち、①、②の2点のご質問にお答えいたします。

初めに、不具合が発生した最終的な原因と再発防止策についてでございますが、四季の丘はたそめ及び東部土地区画整理事業区域における公共下水道事業に不具合が発生しました原因につきましては、いずれも、公共下水道の関連計画を変更する際に、計画汚水量を過少なものに設定し、そのまま実施設計と工事を進めてしまったことによるものでございます。

具体的には、計画汚水量の設定や、実施設計、工事を進める過程におきまして、受託事業者に対する適切な作業指示等がなされなかったことに加え、担当者任せで、組織での十分な確認検証がされないまま、計画汚水量の設定や、実施設計、工事を進めたことにより、不具合が発生しました。結果的に、関連計画や実施設計の見直しと改修工事が必要な状況に至ったものでございます。

そのため、今後このようなことが二度と起こらないよう、再発防止策といたしましては、担当職員や副担当職員による相互確認はもちろんのこと、管理職を含めた組織全体で徹底した確認・検証作業を行える組織づくりをし、改めて管理体制の機能強化に努めますとともに、日本下水道事業団等の専門機関による各種研修会等を通しまして、職員の育成と能力向上などを図り、再発防止に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、現在の抜本的対策の状況についてでございますが、東部土地区画整理事業区域における公共下水道整備につきましては、本年6月の第3回市議会定例会において補正予算のご承認をいただきましたAB街区の汚水ポンプ取替え工事について設計が完了しましたため、間もなく工事を発注し、年内には完了する予定でございます。

また、本年度当初より予定しておりましたCD街区の公共下水道整備につきましても、実施設計の見直しが完了いたしましたため、今月より順次管路施設等の工事を発注し、東部土地区画整理事業に遅延が生じないよう他の関連工事と工程調整を十分に行いながら工事を実施してまいります。

次に、四季の丘はたそめ区域における公共下水道整備につきましては、抜本的対策工事を実施する上で必要となります。市的那珂久慈流域下水道関連常陸太田市公共下水道全体計画及び那珂久慈流域下水道関連常陸太田市公共下水道事業計画の見直し修正、また、抜本的な対策工事の工法検討に係る委託料につきましては、本年8月の第4回市議会臨時会において補正予算のご承認をいただきましたため、今月間もなく業務発注をするところでございます。

抜本的な対策工事の完了時期や追加費用につきましては、今後、これら関連計画の見直し修正と工法検討を進める中で明らかにしていけるものと考えており、現時点において具体的な完了時期などをお示しすることは困難であります。対策工事の詳細設計及び対策工事につきましてもできる限り早い時期に実施、完了できるよう努めてまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 新総合体育館整備についての3点のご質問にお答えいたします。

1点目の現在の進捗状況についてのご質問でございますが、令和3年11月に、基本設計プロポーザルにより選定した事業者に委託し、基本設計を行っているところでございます。

基本設計に当たりましては、スポーツや建築、IT関係等に知見を有する方で構成する外部検討委員会、及び庁内関係部課長で構成する内部検討委員会での意見のほか、先進地の視察やスポーツ関係団体からの意見等を反映しながら、月2回のペースで設計検討打合せを実施しております。

令和3年度は体育館の配置や諸室の平面計画等の全体的な方針についての検討、令和4年度は平面計画や施設設備等の詳細を含めた基本設計の作成に向けた検討を進めているところでございます。また、令和4年度中に現体育館の解体工事の着手を予定していることから、市民や体育館利用団体に対する周知を図るための準備を進めているところでございます。

2点目の資材の高騰に伴う工事費の予測と負担増への対応についてのご質問でございますが、新総合体育館の整備費につきましては、現在策定中の基本設計におきまして概算の事業費を算出することとなっており、精査を進めているところでございます。

資材価格の急激な高騰などの要因により、令和3年3月に策定した基本計画策定時からは増額となる見込みでありますことから、新総合体育館に必要な機能を確保しつつ事業費をいかに抑えていくか検討している状況でございます。

新総合体育館整備に係る財源の確保につきましては、これまでもご答弁させていただいておりますとおり、国土交通省の都市構造再編集中支援事業交付金を活用することで国に申請をしているところでございます。

この交付金におきましては、新総合体育館の整備とともに、野球場防球ネットやじょうずるハウス、山吹運動公園までの誘導サインや周辺道路などを一体的に整備する計画としており、現在それらを合わせて総額約68億円で事業計画を提出しているところでございます。

また、その他の財源といたしまして、合併特例事業債等を充当することで、一般財源による負担の軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

今後も資材の高騰などにより整備費の増額が見込まれる場合は随時、国や県と協議し、交付金の変更申請等、適切に対応してまいります。

3点目の整備計画の変更の考えについてのご質問でございますが、新総合体育館は令和9年度の供用開始を目指しているところでございます。

その財源となる都市構造再編集中支援事業の交付期間につきましては、基本的に最大5年間となっておりますことから、令和8年度中に事業を完了する必要がございます。

新総合体育館整備計画を変更することは今後の財源確保に影響を及ぼすこととなりますことから、先ほども申し上げましたとおり、今後も資材価格等の高騰による工事費の増額が見込まれる場合は随時国や県と協議させていただきながら、交付金の変更申請などによる財源確保に努め、当初のスケジュールどおり令和9年度の供用開始に向け、整備を進めてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 益子議員。

〔10番 益子慎哉議員 質問者席へ〕

○10番（益子慎哉議員） ご答弁ありがとうございました。2回目の質問をします。

まず、公共事業の入札であります。一般競争入札と指名競争入札の基準を答弁いただきました。

先々月7月に行われました清掃センターLED照明工事ですが、電気業者10社、設備工事業者3社の指名で、指名委員会で13社から10社に絞り、指名競争入札が行われた件。その過程で10社を絞る内容が明らかに距離による選考で指名され、私はその段階で担当部課と確認し、参考資料も見させていただきました。距離による選考の考え方は、先ほどの1問目の答弁であった中で、公平な指名、偏りのない指名に反した入札だと思うんですけども、その点どうお考えなのかお答え願います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 議員ご発言のご案件につきましては、申し訳ございませんが、個別事業でございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

なお、どのような入札につきましても、工事の良質性の確保、契約手続の公平性、透明性競争性といった様々な点を考慮しておりますが、結果的に、距離要件により指名業者が選定されたものはございます。

今後も、市内業者の育成の観点も含め、改善すべき点がないか引き続き検討の上、適切に対応してまいります。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 結果的に、やっぱり距離であったんですね。

よろしいですか、確認なんですけど。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 結果的に距離要件を重要視した案件もございます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 調整の段階でかなりこの辺やったんですけども、どうしてもこの案件って答えることができないと。では、指名委員会でどのように協議されたのか。距離とかそんなのは指名委員会では協議されなかったんですか。

副市長ちょっとお答え願います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。副市長。

○田中慈和副市長 議員ご発言のとおり、議員のご質問を踏まえて総務部長からお答え申し上げましたように、指名競争委員会におきましては、距離要件を含めて様々な要件を検討して、指名業者は選定させていただいております。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 距離要件を含めて様々な中でやって。ただし協議中とかいろいろな過程で絶対にこれ距離ですって今認めなされたんです。距離で検討したと。

合併になってから、みんな私らも議員とかみんな注意しているんですけども、やっぱり公平性、合併協議会でも話し合ったり、地域の公平性を持たなくちゃならないという中で、このような入札工事でこのようなことがあったというのは、やっぱり大きな問題だと思うんですよ。やっぱり地域から離れていけばだんだん薄れていくのかと、権利がなくなるのかという。その辺、判断、市長どのようにお考えなのか答弁願います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

○宮田達夫市長 常陸太田で合併後様々な工事が行われておりますけれども、まず、一番に優先させるべきことは、その地区内でどういう事業者がいるかということであると思っております。

次に、先ほど答弁をさせていただいたように、距離その他、公平性、公正性、または事業者の経営能力ですね、そういうところを判断をして、選定をしているものと思っております。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） じゃあ、距離は。距離だけじゃ考えないと。それを考えて今後とも進めてください。

次行きます。

資料を知り合いからいただいたんですけども、県内のここ3か月ぐらいの指名競争入札とか、競争入札の内容なんですけど、それで見ましたら、やっぱり本市以外の市町村、先ほど申しましたように、本市以外の市町村では一般競争入札でも、条件面で市内の業者、市内に本店を持つ業者、そして、それ以外でもっと厳しくやっているところは、指名競争入札で市内をかけている傾向にある。

先ほど答弁もいただいたんですけども、もう一度確認なんですけども、これからはそういうのを含めて市内業者、そして雇用のためにも、地域経済のためにも、どんどん、基本的にやっていくという考え、確認なんですけど、それでよろしいですか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 入札に当たりましては、市内業者の育成に基本的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、市外業者の取扱いについては、今後検討をしてみたいです。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 次に、進みます。

2の公共下水道の不適切対応についての原因でありますけど、人事の面からちょっと質問します。

人員削減の計画で、人員不足、そして経験者の在任期間が短く、配置替えが多かったことで、このようなミスが発生されたのではないかと私は思います。専門的な技術職員の不足とか、そのような弊害というのをこれから対応していかなくちゃならないのかなと思っておりますけども。答弁をちょっとお聞きできましたら。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 職員の人事異動につきましては、職員一人ひとりに幅広い経験と知識を持っていただくため、将来に向けた人材育成の観点に加え、業務の繁忙等を踏まえた組織体制、職

員個人の希望や資質、さらには業務内容によっては資格が必要な場合もございますので、そういった点を総合的に考慮しつつ実施してございます。

また、職務ごとに専門的な知識も必要となりますことから、それに要する期間等も考慮し、同一の職場においては一定の期間在籍する職員につきましては、異動の対象として検討してございます。

次に、専門的な職員の不足や技術者不足といった点につきましてですが、例えば公共下水道事業に携わる土木技術職につきましては、改めてその重要性を認識し、来年度の職員採用におきましても、有資格者で民間経験のある方の採用を予定しているほか、現職の職員につきましても県の土木系の職場に出向させ、技術的技能の専門性を高めるような育成に努めているところでございます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 了解しました。

次に、職員全員に対しての減給の考え方、市長答弁いただきましてありがとうございます。

その中で、先ほど市長答弁の中で、ほかの市町村でやっているのは財政難とかコロナに対しての減給でありとの答弁ありましたが、私の調べている限り、担当者の不祥事により全職員の減給というのは今回全国で初めてなんじゃないですかね。その辺どういうふうにお考えなのか伺います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

○宮田達夫市長 今回の案件につきましては、組織的な機能が全く機能していなかったということと、担当任せのというような、そこに部長や課長の意見が入り込むことができなかったという組織的なものと理解をいたしました。

それから、復旧にかかる費用等が相当高額なものになると見込まれることから、市民に対する説明責任ということから、全国に例がないと、議員発言のとおり、多分そのとおりだと思っておりますけれども、ここはご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 理解というと、まず、最初に、減給される職員の理解というのはどのようになされたのかと。

先日、組合と折衝されて、8月の31日に組合と妥結されたということで。どのような形で妥結されたのか、ちょっとご答弁願います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 まだ口頭ではございますが、口頭によってお互いにこういう方向でいこうということで、妥結をしたところでございます。

今後、確認書取り交わしていきたいと存じます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 口頭でもいいんですけども、その内容は、言えない。差し控える。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 申し訳ありません。まだ確認書を取り交わしていないので、口頭では申し上げることができません。申し訳ありません。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） その中で、組合というか、組合の執行委員さんですか。やり取りをなさったというんですけども。執行委員長が体調崩したというのは、あるんですか。そういう情報は入っているんですけども。ご答弁願います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 執行委員長が体調を崩したことにより、副執行委員長、書記長、さらには県本部も含めた中での交渉となってまいりました。

以上です。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 交渉の中で、かなりの威圧的な話し合いとか、そういうのがあったと組合の方から伺ったんですけども。そのあと副市長、執行委員長のお宅までお伺いしたって事実ですか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。副市長。

○田中慈和副市長 委員長のお宅にお伺いしたということについては、事実です。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） どのような内容でお伺いしたのですか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。副市長。

○田中慈和副市長 今、議員のほうからお話がありましたように、交渉のやり取りを通じまして、執行委員長のほうがお休みをされているということでしたので、体調の確認を含めてお伺いさせていただきました。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 明らかに交渉の中でかなり精神的なストレスを与えたと。税務調査でこの頃も、何年前前から事故も起きていますけども、執行部の圧力というのは結構強いように私は思うんですよ。その中でこのような交渉が進められたというのは、なかなか問題あるんじゃないかって。もう一度交渉できちっとやり直すとか、そういう考えというのはないですかね。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 8月31日に口頭で妥結、口頭で確認をした内容について、組合側と文書による確認書を取り交わしていきたいというふうに考えてございます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 組合側の問題かもしれないですけども、日曜日にちょっと二、三職員に、この内容で決まったんだけどどうかって聞きましたら、全然そんなの知らない。え、本当なんですかという話が結構多かった。

最終的に組合の場で、先月合意したと。合意するときに、組合さんに、なぜ8月31日まで合意なさるんですか。やり取りしたときに、9月の定例議会に提出するんだということを、だから

8月31日までなんだというけども、9月定例会に提案するんですかね。

その辺ちょっと確認します。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

○宮田達夫市長 そういうスケジュールでこれまで交渉をお願いをしまいましたが、現在調整中でございます。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番(益子慎哉議員) 私の要望としては、時間をもう一度かけて、全職員の意見、そして一般の市民の方、そして議会なんかの調整もあると思いますが、その辺を十分になさってから進めていただきたいと要望します。これ要望ですね。

3の新総合体育館の整備であります、要望にとどめます。

この計画の財源は、国土交通省の都市構造再編集中支援事業の交付金の68億円の一部を活用し、不足分は合併特例債等を充当するという答弁でした。

先ほどの真弓トンネル、東部土地開発事業に合わせ、工事の増額がかなり増えると思います。このような状況の中で、国や県の事業の支援も限りがあると思います。先ほど、教育部長から答弁ありましたが、その際にきちっと交渉していくって言うけども、なかなか難しい面もあるかと思います。財政状況を圧迫しないよう、慎重に進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○藤田謙二議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○藤田謙二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、9番平山晶邦議員の発言を許します。9番平山議員。

[9番 平山晶邦議員 登壇]

○9番(平山晶邦議員) 平山晶邦です。通告に従い、一般質問を行います。

7月に行われた市議会議員選挙において当選をさせていただき、これから4年間市議会議員として活動することになりました。気持ちも新たに、議会活動は現場主義を第1にして、議員として与えられている議決権、調査権、提案権をフルにして、執行部の皆さんと一般質問などを通じて議論し、常陸太田市の発展に少しでも寄与できる議会活動を行ってまいります。

本市は、今後の常陸太田市の将来を決する4つのプロジェクト、東部土地区画整理事業、市道0139号線整備事業、山吹運動公園新総合体育館整備事業、旧JT跡地整備計画を進めています。

これらの事業は全て、少子化・人口減少に対応して、地域力を上げて、今後の常陸太田市が持続可能な市として生き残るための事業であると考えます。

また、これらの事業の財政的裏づけも、期間が決まっている地方自治体に有利な、市が負担する事業費の95%に充当できる合併特例事業債などや、有利な補助金を活用できる期間内に行う

今の財政環境だからできる事業となっています。

本市は、少子化・人口減少に対応して、全国的にも先駆けとなり、先進的な子育て支援事業を行っています。様々なソフト事業だけでは人口減少には歯止めがかからない状況があります。私は、4つのプロジェクトの推進を行い、ハード面の強化を図り、地域力の強化を望み、人口減少対策を進めなければならないと思います。今回は4つのプロジェクトのうちの3つの事業について、一般質問をいたします。

それでは、質問に入ります。

第1の質問は、東部土地区画整理事業についてお伺いをいたします。

東部土地区画整理事業は、常陸太田始まって以来の26ヘクタールの面整備を国道349号バイパス沿いに行っていますから、市民の皆さんの注目は大きいものがあります。私に対しても、いつまちとしての機能が整備されるのか、企業は入ってくるのか、どのような業種が入ってくるのか等の質問を受けることが多くあります。

そこで、1点目は東部土地区画整理事業の進捗状況についてお伺いをいたします。

また、次に、先ほども申し上げましたように、市民はどのような企業や業態のお店ができるのだろうかということに興味を持っています。

2点目は、現在までの企業の誘致状況についてお伺いをいたします。

第2の質問として、市道0139号線についてお伺いをいたします。

私は、市道0139号線、機初団地を抜け、高貫町、亀作町、真弓町、そして日立市の台原まで通じる道路整備は常陸太田市民の命をつなぐ道路になるということを市民の皆様にお知らせしております。本市は救急医療の病院が2つしかありませんし、救急医療について、現況は、残念ではありますが脆弱な地域です。救急医療が必要な場合は県北地域の基幹病院である日立総合病院との連携が重要で、時間的な距離を短縮することは、市民の命に関わる大切なことなのです。市道0139号線が整備されましたら、本市の中心市街地から日立の台原まで6分くらいで行き、救急医療にとって、日立総合病院までの時間短縮は市民の命を守ることに繋がってまいります。そのためにも、早急な道路整備を行う必要があります。

また、前段で申し上げました東部土地区画整理事業のまちづくりと相まって、本市のにぎわいの創出のためにも、県、常陸太田、日立市の連携のもと行う市道0139号線の整備が必要であると考えます。

そこで、1点目として、現在までの進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、市民は道路整備には多くの費用がかかるだろうとの疑問を持っておられる方もおります。そこで、2点目として、道路整備財源についてお伺いをいたします。

3点目として、今後の整備スケジュールについてお伺いをいたします。

次に、第3の質問として、山吹運動公園新総合体育館整備事業についてお伺いをいたします。

私は、前段で申し上げましたが、少子化・人口減少に対応するためには、子育て支援のソフト事業だけでは難しいだろうと考えています。以前の議会において、私が山吹運動公園新総合体育館整備事業の質問をしたとき、山吹運動公園には多くの市民が現在でも集まっているが、体育館

が建設後45年以上経っていてトイレやバリアフリーの面に課題があり、現在の社会的な環境にマッチしていない状況を申し上げ、体育館のエリアが使われていないことを質問いたしました。

また、人口減少対策には各界各層の市民が集える核となる施設の山吹運動公園新総合体育館整備が必要であると考えます。

そこで、1点目として、現在までの進捗状況についてお伺いをいたします。

前段、同僚議員の質問の内容については詳細なご答弁をいただき、了解をいたしました。ですから、私からは基本計画としての整備方針の進捗状況についてお伺いをいたします。

2点目は、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

3点目は、ハード面の整備も大切ですが、できたあとの運営方法についても、現在考えておられる状況で結構でございますので、運営方法についてもお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。建設部長。

〔高橋学建設部長 登壇〕

○高橋学建設部長 東部土地区画整理事業の進捗状況についてお答えいたします。

東部土地区画整理事業につきましては、商業業務施設を集積することにより、新たな雇用の場の創出や買物環境の改善を図ることで、市内経済への好循環、さらには本市の重要課題である少子人口減少対策にも大きく寄与する重要な施策と位置づけております。

本事業は、令和元年7月に県知事の設立認可を受けた136人の地権者で構成される東部土地区画整理組合が施行主体となっております。

組合施行の土地区画整理事業の仕組みといたしましては、まず、事業費の確保といたしまして、組合員となった地権者の土地を減歩により一定程度提供していただき、その減歩によって生み出された土地を組合管理の保留地として進出企業に購入していただくことで、主要な事業資金を確保するとともに、この資金を活用し、組合が造成工事などの整備を進めるというものでございます。

また、事業運営や工事の施工については、組合と土地区画整理に精通している業務代行者の5者との間で契約を締結した上で進めており、令和元年10月にはこの契約に基づき造成工事に着手しております。

事業費につきましては、東部土地区画整理組合においては、造成工事など約28億円となっており、市におきましては、区画道路などのインフラ整備にかかる費用として約19億円を充てる計画となっております。

市における約19億円の事業費につきましては、都市構造再編集中支援事業補助金などの国庫補助金で約9億円、合併特例事業債などの起債事業で約9億5,000万円を活用していることから、一般財源といたしましては約5,000万円となっております。

なお、合併特例事業債につきましては、後年度に起債額の70%を交付税措置されるため、財政的にも負担の少ない計画となっております。

本事業の進捗状況につきましては、令和元年10月に造成工事などに着手して以来着実に整備

が進められ、A街区の保留地については、本年4月に株式会社フォレストモールに、B街区の保留地については、本年5月に株式会社カインズに対しまして東部土地区画整理組合から土地の引渡しが行われ、その後、本年8月に起工式を実施し、令和5年春頃の店舗オープンに向け建築工事を進めていくと伺っております。

また、B街区北側の保留地につきましては、本年1月に太田警察署の移転用地として、東部土地区画整理組合から茨城県警察本部に対し引渡しが行われ、現在、令和5年度中の警察署の開署に向け、建築工事が進められているところと伺っております。

市といたしましても、店舗オープンや警察署の開署に向けて、区画道路などのインフラ整備の進捗を図ってまいります。

残るC街区及びD街区の進捗状況につきましては、令和5年度中の造成工事完了に向け、東部土地区画整理組合におきましては北調整池の整備なども含めた造成工事を、市におきましては区画道路などのインフラ整備を進めているところでございます。

市といたしましては、東部土地区画整理事業の早期完成に向けて、事業主体である東部土地区画整理組合と連携しながら、区画道路などのインフラ整備の進捗を図ってまいります。

次に、市道0139号線について、3点のご質問にお答えいたします。

本路線は、当市幡町から日立金沢町を結ぶ延長約5.6キロの区間を茨城県と日立市、当市が連携して整備を進める計画としております。

このうち、トンネルを含む当市の部分、約5.1キロの区間につきましては、当市と茨城県とで委託契約を結び、県から工事に係る技術的支援をいただきながら整備を進めており、また、トンネルから東側の約0.5キロの区間につきましては、日立市が整備を進めているところでございます。

当事業の効果といたしましては、通勤通学での大幅な時間短縮が図られること、日立総合病院など日立市内への救急搬送などが容易になること、また、緊急輸送道路での活用も可能となること、さらには東部土地区画整理事業地内への誘客が図れることなど、市民の利便性・安全性の向上、産業の振興や地域の発展など、様々な効果が期待できるものと考えております。

ご質問1点目の当事業の進捗状況についてお答えいたします。

まず、用地の取得状況につきましては、面積で申し上げますと約7割の方にご協力をいただいているところであり、また、事業費の面での状況といたしましては、調査設計や用地補償等にご協力いただいた箇所における橋梁下部工事や道路改良工事など、全体事業費の約1割の進捗となっております。

このように、用地取得率が7割、事業費が約1割の進捗状況となっている要因といたしましては、一部権利者の反対による用地交渉の難航や、その隣接する権利者の用地取得に必要な境界が確定できないこと、また、事業化された後に土地の名義を複数名で共有することにより交渉が難しくなっている土地があること、その他、工事施工に伴う関係権利者との調整に時間を要することなどの課題がありますことから、工事の工程にも影響が出ている状況となっております。

いずれにいたしましても、関係権利者の皆様に対しましては、引き続き事業へのご協力が得ら

れますよう交渉してまいりたいと考えております。

2点目の整備財源についてお答えいたします。

当事業のうちトンネルを含む当市の部分、約5.1キロメートルの区間の財源につきましては、国費と合併特例事業債、日立市と当市の市単独費でございます。

事業費のうち国費は50%、合併特例事業債は約45%、残る約5%分については、トンネル区間の一部が日立市の区域になっておりますことから、日立市と当市の単独費として、両市で工事延長により按分をすることとしております。

なお、後年度に合併特例債事業債に係る更正措置と、県からの合併支援費措置がございます。

また、合併特例事業債は市町村合併後の20年となります令和6年度が期限となっておりますが、平成30年の法改正により期限が合併後25年となりましたことから、当初の新市建設計画を変更し、5年間延伸して令和11年度とするよう調整してまいります。

3点目の今後のスケジュールについてお答えいたします。

現在は、用地買収が完了した箇所から橋梁下部工事や道路改良工事を進めておりますが、今後につきましては、1点目で申し上げました工事工程の進捗を図るために、例えば、トンネル工事について、現在、日立市側から掘削を行う計画としておりますが、当市側からも施工が可能かなど、事業の進捗を図れるよう関係機関とも連携しながら協議検討を行ってまいります。

市道0139号線につきましては、本市にとりまして非常に重要な路線でありますことから、引き続き茨城県や日立市と当市による連携の強化や情報共有を図りながら、早期の完成に向け、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 東部土地区画整理事業における企業の誘致状況についてのご質問にお答えいたします。

A街区及びB街区におきましては、8月から工事が始まったところでございますが、A街区には食品スーパーのヨークベニマルを中心に、ドラッグストア、子ども服店、ファーストフード店、カーディーラー等の進出が予定されております。

また、B街区にはホームセンターのカインズを中心に業務用衣料品店等の進出が予定されており、来年の春頃にはオープンとなる予定でございます。

また、C街区の南側の区画におきましては、市民から出店要望の強い書店やカフェ、アパレルを核とし、市内業者が参画でき、一部公共的機能を持たせた官民連携による複合施設の建設を目指しております。

これまで、商工会や子育て世帯の母親たちとの意見交換、高校生へのアンケートなどを実施しており、東部地区に望まれる施設の機能について検討しております。市民の期待に応える施設の建設に向けて進めてまいりたいと考えております。

C・D街区におきましては、造成工事も進んでまいりましたことから、一部の区画につきましては進出を検討する企業から問合せが増えてきている状況にあり、令和5年度以降順次土地の引

渡しが可能となることから、令和6年度以降には町のにぎわいが形成されてくることを期待しているところでございます。

今後も、東部土地区画整理事業用地における雇用の場の創出、市内の消費拡大に向けて、土地区画整理組合と連携し、引き続き企業誘致活動に取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 山吹運動公園新総合体育館整備事業についての3点のご質問にお答えいたします。

1点目の進捗状況についてのご質問でございますが、現在、外部検討委員会、内部検討委員会を行うとともに、スポーツ関係団体等の方々からの意見聴取や先進地視察を行いながら、新総合体育館整備基本計画において定めた3つの整備方針に反映させるよう、基本設計を進めているところでございます。

3つの整備方針のうち、1つ目の「市民の誰もが利用でき、すべての人にやさしい体育館」につきましては、子どもから高齢者、また、障害のある方々へ配慮したユニバーサルデザインの導入をするとともに、スポーツをする人、見る人、支える人がそれぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる施設でございます。

具体的には、エレベーター、多目的トイレ、シャワー室等のバリアフリー対策、授乳室など、高齢者、障害者、子育て世代への配慮や、スポーツ観戦を楽しみにされる方に対して、大型ビジョンの設置などを検討しているところでございます。

2つ目の「人が集い、交流の拠点となる体育館」につきましては、スポーツ活動を通じた市民の交流、スポーツ大会はもとより、様々なイベントを開催することにより、新総合体育館が交流の拠点の施設となるものでございます。

具体的には、様々なイベントに対応できるよう、大型映像ビジョンの設置や床の耐荷重強化を行うほか、様々な情報発信元としてのIT環境の整備、トレーニングルームや多目的ルームを設けるなど、多くの人に利活用していただける施設を検討しているところでございます。

3つ目の「トップレベルの大会等に対応する体育館」につきましては、これまで、本市において見るができなかったトップレベルの大会等の対応を可能とすることにより、これから将来を担っていく子どもたちにとりまして、自らの夢や目標を育むことができる施設でございます。

具体的には、トップレベル大会の開催に対応するため、各競技の公式コートが確保できるアリーナ面積や観客席数の確保はもちろんのこと、選手、観客、運営の目線により、大会役員室、選手更衣室、医務室など、大会運営に必要な諸室の整備、大型ビジョンの活用等を検討しているところでございます。

次に、2点目の今後の整備スケジュールについてのご質問でございますが、今年度につきましては、基本設計を完了させ、実施設計、現体育館の解体工事の着手を実施してまいります。

実施設計につきましては、令和5年までの2か年を行うとともに、続いて、令和6、7年度の2か年にかけて本体工事、令和8年度に外構工事に着手する予定で、令和9年度当初の供用開始

を目指しているところでございます。

次に、3点目の運営方法についてのご質問でございますが、新総合体育館は、市民の日常のスポーツ活動はもとより、トップレベルのバレーボールやバスケットボールなどの大会誘致を図り、間近で試合を見ることにより、子どもたちの夢や、市民の皆様に感動や夢を与えることを通じて生きがいを育み、スポーツをとおした交流人口の拡大など、にぎわいの創出につながっていくものと考えてございます。

あわせて、ネットワーク環境の整備を図ることにより、例えば、スポーツに関する情報発信を行い、市内の活動拠点と連携した取組への活用や、現在、市が重要施策の一つとして取り組んでおりますフレイル対策にも対応できるなど、健康づくりの拠点、生涯学習の拠点都市の施設を目指すことなどによる付加価値を高め、市民の様々なニーズ、ライフステージに合わせた体育館として、長きにわたり市民と育み市民に愛される体育館として利活用が図れるよう取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 平山議員。

〔9番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○9番（平山晶邦議員） ただいまは、3つの質問に対し詳細なご答弁をいただき、ありがとうございました。

2回目の質問をいたします。

第1の質問、東部土地区画整理事業については1つだけ質問をいたします。

2点目の、企業誘致状況についてのご答弁の中で、令和6年度以降まちのにぎわいが形成されるとのご答弁がございましたが、まちとしての機能が整備されるようになると理解してよろしいのかをお伺いをいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 東部地区のまちのにぎわいの創出のため、引き続き、積極的な企業誘致等により、まちとしての機能強化にも取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 平山議員。

○9番（平山晶邦議員） 企業誘致の状況によるということでございますから、ぜひとも積極的な企業誘致にこれからも努めていただきたいというふうに思います。理解をいたしました。

第2の質問の市道0139号線の整備は、要望のみ申し上げます。

質問の中でも申し上げましたが、県、日立市と協力のもと、早急な道路の完成を改めて強く要望をしておきます。よろしく願いをいたします。

第3の質問、山吹運動公園新総合体育館整備は、これも要望のみを申し上げます。

ご答弁にあったように、新たな体育館がスポーツ振興の拠点だけでなく、生涯学習の拠点、フレイル対策などの健康づくりの拠点と位置づけた市民の様々なライフステージに合わせた体育館になることを強く望みます。

合併特例事業債や都市構造再編集中支援事業補助金など、財政的に有利な条件が整っている、使えると言ったらよろしいのでしょうか、その期間での早急な整備を改めてお願いを申し上げます。

す。

以上3点を質問いたしました。

最後に、私は前段で申し上げましたように、少子化人口減少に歯止めをかける対応は、常陸太田市のまちづくりとの協奏のような気がいたします。

私は、少子高齢化対策をやろうとしているうちはまだよいのですが、高齢者もいない、子どももいない、働く人もなくなる常陸太田市になることを恐れています。東部土地区画整理事業、市道0139号線、山吹運動公園新総合体育館整備、これらの3事業を早く進めて、相乗効果ある対応で地域力を高め、少しでも少子化人口減少対策ができますことを強く望み、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次、6番菊池勝美議員の発言を許します。6番菊池議員。

〔6番 菊池勝美議員 登壇〕

○6番（菊池勝美議員） 6番菊池勝美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をいたします。

私は常に地域の声を大切にということをもットーに議員活動をしております。そのような中、地域の多くの方からご意見をいただきました。今回、その中で特に地域住民の生活に関わる2点についてお伺いをいたします。

1項目目は、安心して安全に生活できる環境整備の中の幹線道路の整備についてであります。

その中の主要地方道常陸那珂港山方線の1か所目、中利員地内のガソリンスタンドより南へ約2キロメートルの区間について、今後の計画についてお伺いをいたします。

この約2キロメートルの区間については、全区間とも狭隘であり、屈曲も多く、通勤通学には大変苦勞をしており、特に中利員町地内では、以前に交通死亡事故も発生している状況であります。

この全ての区間においては、普通車はもちろん軽自動車同士でも交換が容易でない区間であり、主要地方道でこの地域唯一の生活道路であるにもかかわらず、このように約2キロメートルに及ぶ区間が半世紀以上にわたって取り残され、未整備の状況であります。道路が狭い上に全区間とも歩道がないため、毎日の通行が大変危険を伴っております。実際には、自転車の中学生在が車に気をとられ、転んでけがをしたという話も聞いております。

生活の基盤となるものは何といたってもインフラ整備ではないでしょうか。少子高齢化による人口減少対策、農林業、水産、商工業の振興、これはもちろん大変重要ではありますが、子どもから高齢者まで、朝から晩まで利用し、かつ必要としているのは、生活道路の確保であると思っております。

また、少子化により、小中学校が統廃合され、施設の集約化が図られ、集団で生活することは子どもたちにとっては大変望ましいことだと思っております。

しかし、その学校に通うまでの交通手段は様々であります。今までの地域にある学校までならば徒歩での通学もありましたが、統廃合により遠くなったのでバスとタクシー併用でないと通えないところもあります。最近までこの方法もあったと見ております。

また、中学校は自転車通学があり様々であります。私のところからは、金砂郷小学校まで片道16キロありますけれども、将来的にはバス、タクシーの併用があるとすれば、それになるのかなというふうに考えております。

さて、金砂郷地区の北部におきましては未婚者が増えております。特に金砂地区においては人口減少が顕著であり、他市町村に転出する世帯も増加傾向にあります。これも道路の整備状況が悪く通勤が困難であり、転出せざるを得ない。そうすると残るは高齢者ということになります。

今回の選挙期間も含めて、最近であります、私のところに届いた声を幾つか紹介をしたいと思っております。

これはあくまでも、冒頭申し上げております2キロメートルの区間のことであります。

60代の金砂地区の女性であります、市内への買物、支所などへの用事があるときには、ガソリンスタンドの前まで行くと必ず対向車が来ないようにとお祈りをするという話です。これ本当なんです。

それから、70代の金郷地区の男性ですけれども、国道293号近くの新地町の女性と結婚したときにこの道路のことを聞かれて、そのうち改良されるみたいだよという話をしたところ、約40年間は全くそのままであると。

それから、80代の中利員町の金砂地区の男性であります、道路が狭く歩道もないので、こんなに草が覆いかぶさっている。もし蛇でも出たら歩行者が大変だと。そう言いながら炎天下に刈払機のエンジンをとめて、額の汗を拭いながら話してくれました。

さらに、常陸太田市の中心部と旧町村への連絡道路の状況についてはどうでしょうか。

里美地区へは国道349号が全線整備されており、交通には支障を来さない状況であります。水府地区へは主要地方道常陸太田太子線がほぼ整備をされ、さらに国道461号が整備され、ほとんど交通には支障を来さない状況であると思っております。

ところが、金砂郷地区はどうでしょう。特に金砂地区に限っては、主要地方道常陸那珂港山方線が唯一の生活道路であり、唯一の縦貫道路でもあります。市街地や支所、また、医療機械やスーパーなどへの往復には欠かせない路線であるにもかかわらず、この2キロメートルの区間が未整備のため、金砂地区は取り残されて陸の孤島である。

いろいろこれまで道路の現状、そして私に寄せられた生の声を申し上げましたが、今後の計画等についてお伺いをいたします。

次に、同じく主要地方道常陸那珂港山方線の2か所目の下宮河内町地内の三差路地点の整備についてお伺いをいたします。

当該地点は、道路改良工事に支障を来すために既に3世帯が解体・撤去しております。現在は更地の状態です。3世帯のうち、残念ながら2世帯は那珂市のほうに移転をされましたが、1世帯は同じ町内に新築移転をされております。そうすると、道路改良に支障のある構造物を撤去したのだから、さあ次は工事であろうという声が耳に入ってきております。今後の計画についてお伺いをいたします。

2項目目は、農産物の生産振興についての常陸秋そばの生産振興についてであります。

常陸秋そばの買取り価格の下落に対する市の対応についてお伺いをいたします。

金砂郷地区をはじめ近隣の市町村では、特に戦後においては葉たばこの後作として、多くの農家でそばを生産してきております。

そういう中、常陸秋そばは昭和53年に当時の金砂郷村赤土の在来種から選抜し、淘汰育成されまして、茨城県や茨城県穀物改良協会、それに金砂郷村等々が中心になりまして、昭和60年に茨城県の奨励品種として指定されたものであります。さらに、現在では、常陸太田市の認証特産品となっているのは、ご案内のとおりであります。今は県内各地で作付けをされている状況にあります。

この常陸秋そばは、そば特有の香り、風味、甘みがあって、全国のそば職人から高い評価を受け、特に平成になってからは全国的にも評価は高く、愛好者が増えてきている状況であります。

秋には新そばを使つての常陸秋そばフェスティバル、これが開催され、県内外から多くのそば愛好者が訪れています。

また、交流センターふじにおいては、そば道段位認定会が毎年開催され、これにも県内外から多くの方が参加をされております。

このような状況の中、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、全国各地においてほとんどのイベントが中止になったり、大口の販売販路が確保できなかつたことなどにより、順調に生産をしてきたそば農家に大きな打撃が襲ってきました。

これは昨年のものでありますけれども、常陸農業協同組合におけるの玄そばの買取り価格であります。1袋正味22.5キロであります。1袋平成30年産が1万1,000円、令和元年産が1万1,000円、令和2年産が1万円と推移をしてきましたけれども、令和3年産は1,000円です。全く耳を疑うような話で、普通ではとても考えられないような価格が常陸農業協同組合から提示をされたものであります。

常陸太田市の特産品である常陸秋そばを守っていかうと取り組んでいる矢先にこのようなことでは、今後の生産意欲がうせてしまつたり、耕作放棄地の増大が懸念されております。

一般の農家の中では、そばの種子農家、これは数が限られており、それ以外のほとんどの農家は生産したものを農協に買い取ってもらい、その収入で種子を購入したり肥料代等々を賄っているのが農家と農協の流通体系や信頼関係ではないかと思ひます。

農協は組合員に寄り添い、営農指導や組合員の所得の向上のための立場であると私は考えております。

冒頭申し上げましたが、常陸秋そばは茨城県の奨励品種に指定されており、さらに常陸太田市の認証特産品となっているわけです。この玄そばの価格がこのように下落し、これでは種代にもならない。この状況の中における市の対応についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。建設部長。

〔高橋学建設部長 登壇〕

○高橋学建設部長 生活環境基盤の整備について、主要地方道常陸那珂港山方線の整備について

お答えいたします。

主要地方道常陸那珂港山方線は、ひたちなか市から常陸大宮市までを結ぶ総延長46.4キロの幹線道路であり、地域の経済や産業の発展を支える重要な路線となっております。

本路線につきましては、本市と那珂市とを結ぶ木島大橋の開通や、本市下利員町地内における新清水橋の架け替え工事、下宮河内町地内におけるバイパスの整備など、茨城県におきまして着実に整備が進められてきているところでございます。

本路線の整備によりまして、災害時には緊急輸送道路や避難路として、また、日常生活や地域社会の経済活動を支える路線として重要な役割を担うこととなりますことから、これまでも本市及び那珂市で構成する県道常陸那珂港山方線整備促進協議会において、茨城県に対し、整備促進に係る要望活動をしてきているところでございます。

ご質問の本路線の今後の計画でございますが、道路管理者であります茨城県によりまして、まず、1点目の中利員町から下利員町までの約2キロの区間につきましては、現道は狭隘屈曲しており、小中学校の通学バスなど車両の擦れ違いにも支障を来す状況にあることから、この2キロメートルの区間を含めた宮の郷工業団地までの区間、合わせて約4キロメートルの区間につきまして、道路計画の調査検討を行っているとのことでございます。

次に、2点目の下宮河内町地内におけます本路線と主要地方道常陸太田那須烏山線との三差路の地点につきましては、全体計画延長約1.9キロメートルのバイパス整備が進められており、令和3年度までの事業進捗率は事業費ベースで6割程度と伺っております。

今年度につきましては、南側の約100メートルの区間におきまして道路改良工事を実施する予定で、令和5年度以降につきましては用地取得を進め、まとまった用地が確保できた部分から工事を進めていくと伺っております。

なお、本路線の整備につきましては、2点目の下宮河内町地内の区間を優先的に進め、この区間の整備の進捗を見ながら、1点目の中利員町から下利員町地内、宮の郷工業団地までの約4キロメートル区間の事業化・具体化を検討する方針と伺っております。

本路線につきましては、地域社会を支える重要な路線でありますことから、引き続き県に対しまして整備促進を要望してまいります。

○藤田謙二議長 農政部長。

〔岡田和也農政部長 登壇〕

○岡田和也農政部長 常陸秋そばの生産振興についての中で、常陸秋そばの買取り価格の下落に対する市の対応についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、常陸秋そばの発祥の地であります常陸太田市産常陸秋そばの差別化を図るため、高品質なそばの生産振興と販売戦略、PR活動などに取り組み、常陸太田市産常陸秋そばとしてのブランド化を図っているところでございます。

議員ご発言のとおり、令和3年度産の常陸秋そばの買取り価格の下落等につきましては、常陸農業協同組合において令和2年度産の常陸秋そばが豊作であったことから、例年販売をしている数量を上回る量を集荷してきたところでございます。

また、昨年はコロナ禍による飲食店での消費量の減や、常陸秋そばフェスティバル等が中止となり、大口の販路が確保できなかったことなどにより、そばの在庫が過剰となったことで令和3年度産の買取り価格に影響を与えたものと認識をしております。

そば農家等への支援につきましては、現在、県内で支援を行っている自治体は当市のみとなっており、本市独自の支援策といたしまして、これまで、常陸秋そばの生産販売に係る市農地利活用推進費交付金を作付面積に応じ10アール当たり2,500円を交付してまいりました。

また、常陸秋そばの発祥の地として、品質の向上や生産量を確保するため、市常陸秋そば協会から種子の生産補助や種子更新、刈取り補助等を行ってきたところでございます。

今後の対応といたしましては、令和4年度産の生産の状況と買取りの状況等を見極めながら対策を検討いたしますとともに、引き続き常陸太田市産常陸秋そばの差別化や、高品質化を図るため、常陸秋そばの生産振興対策等を講じてまいります。

○藤田謙二議長 菊池議員。

〔6番 菊池勝美議員 質問者席へ〕

○6番（菊池勝美議員） ご答弁ありがとうございました。

2回目になりますけれども、ご答弁いただいた内容の確認と、それから要望という形にしたいと思います。

1回目の主要地方道常陸那珂港山方線の整備であります、ご答弁いただきました。

中利員町地内ガソリンスタンドより南へ約2キロ区間においては、この区間も含めた宮の郷工業団地までの区間について道路計画の調査検討をするということであります。期間はかかると思いますので、ぜひとも待避所等々の設置を強く要望をいたしたいと思います。

2番目の下宮河内町の三差路地点の整備でありますけれども、本年度約100メートルの区間において改良工事を実施すると。さらに、用地取得を進め、用地の確保ができた部分から工事を進める。また、中利員町地内のガソリンスタンドより南へ2キロの区間よりも、下宮河内町の区間を優先するという内容については理解をいたしました。

何度も繰り返しになりますけれども、常陸那珂港山方線、金砂地区においてはたった一本の生活道路でありますので、ぜひとも陸の孤島が1日でも早く解消されますようお願いをいたしたいと思います。

それから2項目目の常陸秋そばの振興についてであります、そば農家への支援体制であります。

これは現在、県内の自治体では当市のみであるということ。それからまた、市独自の支援策である市農地利活用推進費交付金等の常陸太田市での支援体制については理解をいたしました。

このような状態が続けば、常陸秋そばの発祥の地における常陸秋そばの生産量の減少、先ほども申し上げました耕作放棄地のますますの増加が懸念されるものであります。ぜひとも常陸太田市としての支援の拡充、それから、常陸農業協同組合に対しての強い働きかけをお願いするものであります。

また、常陸秋そばの発祥の地ならではのイベントであります、ずっと以前から行っておりま

した常陸秋そばオーナー制，これも今年は3年ぶりに復活をいたしました。そしてまた，このそばの郷を絶対に守っていくという郷土愛から生まれた地元赤土町の有志で組織する「常陸秋そばの郷をまもりたい」。これも女子大生を含めて元気にそれぞれの作業を実施したところであります。

さて，皆さん，想像してみてください。もし，皆さん方の今年の収入が昨年の十分の1になってしまったことを。

以上で，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次，8番深谷渉議員の発言を許します。8番深谷渉議員。

〔8番 深谷渉議員 登壇〕

○8番（深谷渉議員） 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，発言をさせていただきます。

私は，さきの常陸太田市議会議員一般選挙におきまして，市民から負託をいただきまして，5期目の議員活動を開始いたしました。これからの4年間，市民の皆様の命と生活を守るため，また，持続可能な豊かな常陸太田市のまちづくりのために誠心誠意働いていく決意でございます。市長はじめ執行部の皆様には，これからもよろしくお願いいたします。

それでは，通告に従いまして，質問をさせていただきます。

初めに，空き地・空き家についてでございます。空き地・空き家の適正管理について，お伺いをいたします。

空き地・空き家についての市民の情報提供について，現状とその対応状況をお伺いをいたします。

私は，12年前の2010年に，空き地・空き家が放置されている問題を取り上げ，所有者に空き地・空き家を適正に管理してもらうための条例の制定を急ぐべきであると議会で訴えさせていただきました。

その3年後の2013年に空き地と空き家の適正管理に関する条例がそれぞれ制定がされました。そして，2015年5月に全面施行された国の「空き家対策特別措置法」がさらに後押しになり，空き家の適正な管理を求めるための計画を策定した自治体は，今年3月末時点で1,397市町村に上っております。

特措法の基本の一つが，固定資産税の納税情報を活用した空き家所有者の特定，2つ目が倒壊などのおそれがある空き家への立入調査や所有者への除去命令，3つ目が命令に従わない場合の除去の代執行などを市区町村に認めることでございます。

本市の空き地・空き家の適正管理に関する条例も同様の条文が入っておりますが，その前の段階であります最初の情報提供の部分の条文には，「それぞれ市民は，管理不良，管理不適切な状態である空き地や空き家等を発見したときには，速やかに市長にその情報を提供するものとする」とございます。

そこで，市民の情報提供ですが，提供者の分析や情報提供が市にあった後の市側の対応状況，所有者の反応状況について具体的にお伺いをいたします。

その際、空き地と空き家を立て分けて、今年度と昨年度の相談件数、そして具体的相談内容と市側の対応の結果、当該空き地・空き家の所有者の対応状況をお伺いをいたします。

続きまして、今年度の空き家の実態調査に基づいた空き家バンク登録への積極的アプローチの対策についてお伺いをいたします。

現在、本市へ移住定住等の目的で空き家の問合せが多くなっているにもかかわらず、紹介できる空き家バンクへの登録数が進まないのが現状でございます。

市では今年度中に空き家の実態調査を行うとのことですが、空き家の実態調査を活用して、空き家バンクへの登録を所有者へ積極的にアプローチする対策が必要でないかと考えます。ぜひ、今回の実態調査を生かしていただき、今までと違った対策で、空き家バンク登録数の推進を図っていただきたいと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、マイナンバーカードについてお伺いをいたします。マイナンバーカードの申請とマイナポイント第2弾の手続についてでございます。

マイナンバーカード、以下マイナカードと申し上げます。マイナカードの交付枚数が、7月末時点で日本全人口の45.9%に達しました。マイナカードはデジタル社会の基盤構築に不可欠であり、常陸太田市でも一層の普及に努めてもらいたいと念願するものでございます。

政府の目標は2022年度までにほぼ全ての国民にマイナカードが行き渡るようにすることです。国はマイナカード利用の推進のため、昨年10月からは健康保険証として利用できるようになり、さらに今年10月からは、マイナカード利用で通常の保険証利用より有利な仕組みとなります。また、2024年度末までにマイナカードと運転免許証との一体化を図るとしております。

こうした利便性の向上はマイナカード普及に欠かせませんが、目標達成のためにはその取組を一段と強化する必要がございます。

そこで、その取組の強化として、公明党としてさきの衆議院選挙に公約に掲げましたマイナポイント第2弾の事業でございます。最大2万円分のポイントが付与されるこの事業が、本年6月30日から本格開始をいたしました。そして、これを機会にマイナカードを申請する方、また、既に申請してカードはありますが、ポイントの申請の仕方が分からないので、その支援を受けている方が増えていると伺っております。

そこで、これらの申請状況についてお伺いをいたします。

次に、マイナカード推進のため、以前より市側がいろいろな場所に出向いて申請を受け付けている、出張申請で行っているとお聞きしておりますけれども、その現状をお伺いいたします。

また、直近でのマイナカードの人口に対する交付枚数率について、全国・県内の状況とあわせて、本市の人口に対する交付枚数率をお伺いいたします。

マイナカード最後の質問ですが、マイナカードを持っていない人は9月末までに交付申請しなければ、この2万円分のマイナポイント付与の対象外となります。未取得者には7月26日から交付申請が送付されているようですが、このインセンティブがなくなる9月以降の申請件数の伸びがなくなるのではないかと危惧をしております。

本市の9月以降のマイナンバーカードの推進対策についてご所見をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○藤田謙二議長 市民生活部長。

〔高木道安市民生活部長 登壇〕

○高木道安市民生活部長 空き地・空き家についてのご質問のうち、1点目の管理不全な空き地・空き家の情報提供の現状とその対応状況についてのご質問にお答えいたします。

空き家等の情報提供につきましては、空き家等の所有者やその親族、近隣住民や町会長などから情報提供をいただいております。情報提供のあった空き家等につきましては、提供者への聞き取りや現地調査、老朽度・危険度判定を実施いたします。その後、課税登記戸籍情報等を収集しまして、所有者等を特定し、現状の分かる写真などを添えて、文書による指導を実施しているところでございます。喫緊の対応が必要な場合には、直接所有者宅へ訪問や、電話対応などにより指導しております。また、空き地・空き家等の情報につきましては、関係各課と共有し、事業推進を図っております。

続きまして、相談件数、相談内容、対応結果等につきましては、初めに、今年度の空き家につきましては、5か月間の相談件数は、建物の損傷等が4件、敷地内の庭木の繁茂が13件の17件となっており、このうち、相談対応としましては、文書等による助言が17件、所有者等の調査中が5件となっております。

対応結果としましては、敷地内の除草完了が4件となっております。

昨年度の空き家の相談件数は、建物の損傷等が15件、敷地内の庭木の繁茂が21件の計39件となっており、相談対応としましては、文書等による助言が38件となっております。

対応結果としましては、建物の除去が3件、敷地内の除草完了が16件となっております。

なお、建物の損傷等の主な相談内容としましては、屋根材や外壁材、敷地内に置いてある農業資材等の飛散するおそれのあるもの、ツタ類が家屋を覆い竹等が侵入しているもの、敷地周りの塀が傾いているものなどがございました。

続きまして、今年度の空き地の相談件数は、雑草や立木、竹等の繁茂が計11件となっており、相談対応としましては、文書等による助言が8件、調査中が3件となっております。

対応結果としましては、除草完了が5件となっております。

昨年度の空き地の相談件数は、雑草や立木、竹等の繁茂が計23件となっており、相談対応としましては、文書等による助言が23件となっております。

対応結果としましては、除草完了が14件となっているところでございます。

続きまして、マイナンバーカード申請とマイナポイント第2弾の手續について、4点のご質問にお答えいたします。

初めに、マイナポイント第2弾が本格開始した6月30日以降のマイナンバーカード申請と、マイナポイント申請支援状況についてお答えいたします。

マイナポイント第2弾開始以前の5月の状況でございますが、申請件数が218件、マイナポイント申請支援件数が58件でございました。

第2弾開始後の状況でございますが、7月の申請件数662件、マイナポイント申請支援件数が367件でございます。マイナポイント第2弾本格開始後から申請件数が増加している状況でございます。

次に、2点目の出張申請の状況についてお答えいたします。

8月末現在の状況でございますが、42団体に出張申請を実施し、395人の申請を受け付けました。出張申請における主な団体は、町会、事業所等でございます。

また、朝市や図書館においても予約なしで受け付けを行う出張申請サポートを実施したところ、朝市においては40人、図書館においては65人と、大変多くの方から申請がございました。

参考としまして、出張申請の利用者からいただいている主な意見でございますが、身近な場所に来てもらい安心して申請することができた。また、仕事でなかなか申請に行くことができなかったが、職場で申請することができて助かった。写真も無料で撮影してくれてよかった。ライトや背景などにも配慮されていて抵抗なく撮影できたなど、好意的な意見をいただいているところでございます。

次に、3点目の直近におけるマイナンバーカードの本市人口に対する交付枚数率でございますが、8月21日現在の交付枚数は1万9,650件、交付率は39.9%で、県内で34位ということでございます。

なお、県全体での交付率は44.7%、全国では46.9%という状況でございます。

続きまして、4点目のマイナンバーカード申請の推進体制でございますが、まず、4月に市民課内にマイナンバー推進室を設置し、マイナンバーカードの取得促進を図っているところでございます。

これまで行ってきた出張申請に加え、新たに市内商業施設等においても出張申請を実施するとともに、じょうずるハウスなど親子が利用する施設でも積極的に実施していくことを考えてございます。

また、本定例会に補正予算を上程してございますが、デジタル化の基盤として必要不可欠なマイナンバーカードの普及促進及びコロナ禍において市民の接触機会の低減と利便性の向上を図るため、茨城電子申請届出サービスから申請することにより、1人当たり5,000円分のペイペイギフトカードまたはクオカードの贈呈を実施するものでございます。

こうした取組を通じまして、マイナンバーカードの申請推進に取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 空き地・空き家の適正管理について、2点目の今年度の空き家の実態調査に基づく空き家バンク登録への積極的アプローチの対策についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成27年度より、空き家の適正管理と並行して空き家の有効活用により本市への移住定住促進を図るため、空き家バンクを開設し、事業を推進してきておりまして、現在は空き地の登録も行っているところでございます。

空き家バンクのこれまでの成約件数につきましては、令和4年8月現在の累計で107件とな

っております。一定の成果が得られているものと考えてございます。

空き家バンク制度開始からこの間の課題といたしましては、空き家物件の登録件数に対しまして利用希望者の登録件数が多く、より多くの物件を登録してもらうことが課題となっておりまして、物件登録を促すために、これまでに、空き家バンク登録物件に対して利用できる家財道具処分費用助成や、見守り費用助成、除草・剪定費用助成などの費用面での助成支援や、制度を広く知っていただくため、固定資産税の納税通知書に空き家バンク登録の案内チラシの同封や、町会長さんに本制度の説明を行い、情報提供のお願いするなどにより、物件登録の増加に努めてきたところでございます。

今年度におきましては、市内全域の空き家の実態調査を進めてまいりますので、調査データに基づく空き家情報を精査、有効に活用し、新たな物件の掘り起こしを行ってまいりますとともに、利活用可能な程度のよい物件につきましては、所有者への積極的な登録案内を行ってまいりたいと考えてございます。

また、空き家の実態調査におきましては、その住居の外観などから状態を判断いたしまして、老朽度ランクとして程度のよいものから順にAからDまでの4段階に分類し、データ管理を行ってまいります。

このうち、空き家バンクへの登録につきましては、軽易な修繕で活用可能なA及びBランクの空き家の登録を市として行ってまいりましたが、大規模な修繕が必要となりますCランク物件の登録につきまして、本事業の協定を結んでいる茨城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会と、その取扱いにつきまして拡大できないか、協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、令和4年7月末現在の空き家の老朽度ランクの件数につきましては、Aランクの物件が8件、Bランクの物件が135件、Cランクの物件が603件、Dランクの物件が160件となっております。

このほか、所有者への登録促進や、老朽度の進んだ物件登録案件などにつきまして、先進的な他自治体の取組などの調査研究を行い、登録物件数の確保を図り、移住定住促進につなげてまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

〔8番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○8番（深谷渉議員） ただいまはご答弁大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

空き地・空き家の適正管理についてでございます。

相談件数と、あと内容等を詳細にお伺いできまして、大変ありがとうございます。

相談件数とその対応結果、市で対応した結果のあとの部分なんですけれども、例えば、昨年度の空き家の相談件数は39件ということで、1件を残して38件が文書等による助言を行った結果、建物の除去が3件、敷地内の除草完了が16件ですから、19件の所有者が対応してくれたわけですが、残り20件については、所有者は対応をされておられません。

同じく、空き地の場合も同様で、昨年度は相談件数23件で、助言を23件行った結果、14

件が除草対応をいたしましたけれども、9件は所有者の対応はございません。

所有者の対応がない場合は、その後は市としてどのような対応となっていくのか、その部分をお伺いしたいと思います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 空き地・空き家についての2回目のご質問にお答えいたします。

市が助言による通知等を行ったにもかかわらず、所有者等の対応がなかったものについてのその後対応につきましては、通知後、所有者等が必要な対応を行っているかどうか確認するため現地向いて、定期的な経過観察を行っております。それでも対応してもらえない場合につきましては、再度の通知をするほか、電話連絡、所有者宅への訪問等によりその事案に応じた対応を行い、速やかに対処してもらうよう努めているところでございます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○8番（深谷渉議員） ありがとうございます。

市側が強硬に出ると、そのあとの条例で定めている部分の対応に、処置命令とか、そういったのが出ると感情に訴えてしまって、難しい部分があるかと思えます。しっかりその辺の対応を丁寧に行っていただいて、相談された方に対してのその後の対応状況等をしっかりとお伝え願えればなと思っております。

次に、私、今回多くの地域を回ってみまして、皆さんもそうかと思うんですけども、急激に空き地や空き家が増えている現状を改めて考えさせられました。

所有者がどこに行ったか分からない、空き地の雑草繁茂や、大木となった立木から落ち葉や、また、枝が自分の敷地に張り出して困っている市民に何人かお会いをいたしました。しかし、そういう場合に、市民が情報提供することにより条例に基づいて調査をしてもらえるという、市民に言うということが、市民に十分浸透していないのではないかと感じております。

ただいま相談件数の答弁をお聞きしましたが、まだその感がまだちょっと拭えないなという気がしております。

ここで市民へのこの条例の周知、周知の対策を改めてお願いしたいと思います。そのお考えを伺います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 周知の方法につきましては、現在広報誌への掲載をはじめ、空き地・空き家の適正管理及び空き家の利活用に向けた空き家バンクの登録等についてのチラシを作成いたしました。固定資産税の納付をする際に同封し、所有者または納税管理人全員に対しまして制度の周知を図っているところでございます。

また、町会長への会議におきましても制度の周知を行っているほか、地域内で空き家等の問題等が発生した場合には速やかに情報提供いただけるような連携も図っているところでございます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○8番（深谷渉議員） 十分な周知をよろしくお願いいたします。

次に、空き家バンク登録への積極的アプローチでございます。

答弁の中に、今までA・Bランク中心に登録ということを超えまして、Cランクにまで、今、宅建業者等々、不動産協会等の取扱いについて協議をしていくということをございまして、踏み込んだ答弁、大変にありがとうございます。

これは、いろんな地域で同じような対応を苦慮しているところもございます。自治体の中には、子育て世帯や高齢者を対象に自治体がリフォームして低家賃で貸し出したり、都市住民が地方にも生活拠点を設ける2地域居住に空き家を活用するといった取組に注力をしているところもございます。また、若者支援の一環として、大学生向けのシェアハウスや、若手芸術家のアトリエに空き家を使う試み等々、古民家として再生して観光資源にする取組も注目をされております。ぜひ本市でも踏み込んだ対策をしっかりとお願いしたいと思ひます。

続きまして、マイナンバーカードでございます。

数字等をお伺いしまして、やはり出張申請、6月30日からかなり申請が増えたという状況を理解をいたしました。しかしながら、これ9月末までということになりますので、この出張申請がこれから非常に有効であるのかなという思ひを致しました。しっかりとその辺の対策をお願いしたいと思ひます。

現在の交付枚数でございますけれども、努力しているにもかかわらずなかなか伸びないなという、歯がゆい思ひでそのパーセントを聞きました。県内44市町村中34位ということございます。高齢化の本市だからなのかなというふうに思ひつつ、ちょっとランクを見てみますと、これ、ちょっと私は7月末の段階なんですけれども、大子町は7月末で43.4%にもなっているんですよね。そういった意味で一概に高齢化のところはなかなか難しいんだということも言えないのかなというふうに思ひまして、やっぱりこう、対策の、どうそうするかが問題かなと思ひております。しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

そこで、その対策としてですね、その他、今定例会の議案で出ております茨城電子申請届出サービスから申請することによって、1人当たり5,000円分のペイペイギフトカードまたはクオカードの贈呈があるということですが、贈呈までのプロセスがちょっと、私なんか分かりにくいなと思ひつつですね、この部分は補正予算の議案となっておりますことから、詳細、今後、これからは譲りますけれども、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで1点なんですけれども、私は、茨城電子申請・届出サービスという内容自体がよく分からなくてですね、本市のホームページから入れるのかなと思ひたら、なかなか見付けるのが難しかったんですよね。ほかのところどうかなと思ひまして、日立市のホームページに入りますとトップページにもう既にそこに、茨城電子申請・届出サービスのアイコンがもうすぐあるんですよね。ひたちなか市も電子サービスのアイコンがあつて、そのアイコンから1回やると、全般的な電子サービスが出てきて、その中に茨城電子申請サービスというのがすぐ出てきて、ストレスなくたどり着くんですけど、なかなか本市、たどり着かないという部分がありまして、今回オンライン化として、電子サービス34件から200件程度に拡充するという補正予算も出ております。その点、今、どのようにお考えなのかお伺ひしたいと思ひます。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 ホームページにつきましては、誰でも分かりやすく利用しやすいものに、今後、改修していくというふうに考えております。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○8番（深谷渉議員） ありがとうございます。ぜひリニューアルをお願いしたいと思います。
以上で、私の一般質問を終了いたします。大変ありがとうございました。

○藤田謙二議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時27分散会